

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2018年1月号 | No. 01/2018

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER (英語版) (www.wipo.int/pct/en/newslett) の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER (英語版) に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

ISA 及び IPEA の新たな取決め

2017年10月2日から11日までジュネーブで開催されたPCT同盟総会(PCT総会)は、PCTに基づく国際調査機関(ISA)及び国際予備審査機関(IPEA)の選定を2027年12月31日まで延長しました。またPCT総会は、PCTに基づくISA及びIPEAとしての当該機関の機能に関するWIPO国際事務局との取決めの新条文も承認しました。当該新条文は、以下の国々及び政府間機関の官庁に関し、2018年1月1日に発効しました。

AT オーストリア
BR ブラジル
CL チリ
CN 中華人民共和国
EG エジプト
EP 欧州特許機構
ES スペイン
FI フィンランド
IL イスラエル
IN インド
JP 日本国
KR 大韓民国
RU ロシア連邦
SE スウェーデン
SG シンガポール
TR トルコ
UA ウクライナ
US アメリカ合衆国
XN 北欧特許機構
XV ヴィシェグラード特許機構

オーストラリア特許庁及びカナダ知的所有権庁に関して、それぞれの政府は、2018年1月1日からのISA及びIPEAとしての当該官庁の機能に関する新たな取決めの承認に必要な、国内の法律上及び憲法上の手続を完了することができませんでした。そのため、2018年1月1日より前に適用されていたIBとオーストラリア特許庁の間及びIBとカナダ特許庁長官の間の取決めは、2018年12月31日までの1年間、若しくはISA及びIPEAとしての当該官庁の機能に関する新たな取決めが発効するまでの、どちらか早い方まで延長されます。

当該取決めの変更により、多くの ISA 及び IPEA に関し *PCT 出願人の手引* の附属書 C、D 及び E に変更が生じていることにご留意ください。これらの変更は以下の、“PCT 最新情報” に反映されております。

PCT 総会での承認以後になされた附属書の変更を含む当該取決めの条文は、英語及び仏語で、以下のリンク先からご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html (英語)

http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html (仏語)

PCT特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

グローバルPPHパイロットへのヴィシエグレード特許機構の参加

2018年1月6日に、ヴィシエグレード特許機構がグローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) パイロットに参加しました。これにより当該パイロットへの参加庁は25になりました。

本パイロットでは、先行審査庁により少なくとも一つの請求項が特許性ありと判断され、その他の適用可能な基準を充足すれば、他の何れかの参加庁による成果物（該当する場合には、国際調査機関又は国際予備審査機関の見解書、若しくは特許性に関する国際予備報告（第II章）を含みます）に基づいて、いずれの参加庁に対しても早期審査を請求することができます。本パイロットは、単一の適格性要件を用いており、既存のPPHネットワークを簡易にし改善することでユーザの利便性を向上させることを目的としています。

GPPHパイロットを利用する為に必要な要件などの詳細情報は、以下のPPHポータルサイトをご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/ppph-portal/globalpph.htm>

PCTウェブサイトの以下のPCT-PPHのページが更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

PCT 最新情報

- AT: オーストリア (調査及び審査のために受理する言語)
- CL: チリ (調査及び審査のために受理する言語)
- CN: 中華人民共和国 (国際予備審査機関としての適格性)
- EG: エジプト (調査又は審査されない対象)
- ES: スペイン (調査及び審査のために受理する言語)
- IL: イスラエル (電話とファックス番号、電子メールアドレス)
- IR: イラン・イスラム共和国 (所在地とあて名、手数料)
- JP: 日本国 (調査又は審査されない対象)

ISA 及び IPEA としての日本国特許庁は、調査又は審査しない対象に関し変更がある旨を IB に通知しました。変更は以下のとおりです。

ISA として当該官庁が調査しない対象

日本国特許法の規定に基づく特許付与手続の下で調査される対象並びに手術又は治療による人体の処置方法及び人体の診断方法を除く、PCT 規則 39.1 の項目 (i) から (vi) に規定される対象

IPEA として当該官庁が審査しない対象

日本国特許法の規定に基づく特許付与手続の下で審査される対象並びに手術又は治療による人体の処置方法及び人体の診断方法を除く、PCT 規則 67.1 の項目 (i) から (vi) に規定される対象

(PCT出願人の手引、附属書 D 及び E (JP) が更新されました。)

ME: モンテネグロ (出願言語)

NL: オランダ (電子メールアドレス)

RU: ロシア連邦 (手数料)

US: アメリカ合衆国 (手数料、管轄国際調査機関)

VN: ベトナム (出願言語、手数料)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、エジプト特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、インド特許庁、シンガポール知的所有権庁、イスラエル特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、国立工業所有権機関 (チリ)、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁、トルコ特許商標庁 (Turkpatent) 、米国特許商標庁及びヴィシエグラード特許機構 (VPI))

予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料 (イスラエル特許庁、韓国知的所有権庁及びスペイン特許商標庁)

PCTに関する記事

WIPO マガジン (2017 年第 6 号) の以下の記事へのリンクが、PCT ウェブサイトの “PCT に関する記事” のページへ追加されました。

http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html

エンブラエル社: ブラジルの先駆的な巨大航空機メーカー

ブラジルのエンブラエル社は世界における航空機技術の最前線にいます。エンブラエル社の技術開発部長である、Wander Menchik 氏は、同社にとってのイノベーションと知的財産の重要性及び将来の目標について社内の見解を示しています。エンブラエル社は様々な国々でおよそ 800 の特許を保有しており、その多くは PCT に基づき出願されました。

“PCT は当社の海外事業展開を拡大する原動力を支える極めて有用なツールです。PCT は所与の技術に関する様々な国での特許取得の可能性について予備的な見解を提供するとともに、保護を求める特定の技術に関する戦略的なビジネス上の決定をするための更なる時間を企業のために稼いでくれるという点で特に有益です。それ故、PCT は国際市場において特許を取得するプロセスから多大な作業を省き、また当社の新しい技術の特許戦略を具体化するに当たり非常に貴重な意見を我々に提供してくれるコスト効率の高い選択肢です”、と Menchik 氏は説明します。

“PCT を利用するか又は単に我々の選択する国内特許庁へ直接保護を求めて出願 (いわゆるパリルート) するかどうかの判断は、発明の性質や、その発明が適用され得る製品、プロセス又はサービス、並びにそれが影響を及ぼし得る市場によって決まります” と彼は付け加えます。

WIPO マガジンは、以下のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html

また 2017 年第 6 号は、以下のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/pdf/2017/wipo_pub_121_2017_06.pdf

PCT 関連資料の新/更新情報

願書様式

願書様式 (PCT/RO/101) の 2017 年 7 月版の記入例が、英語、仏語、独語及びスペイン語に加えて、日本語及びロシア語でもご利用いただけるようになりました。それぞれ以下のリンク先からご利用ください。

http://www.wipo.int/pct/ja/forms/request/filled_request.pdf (日本語)

http://www.wipo.int/pct/ru/forms/request/filled_request.pdf (ロシア語)

国際予備審査請求書の様式

国際予備審査請求書の様式 (PCT/IPEA/401) の 2017 年 7 月版の記入例が、日本語及びロシア語で、また更新版が英語、仏語、独語及びスペイン語でもご利用いただけるようになりました。それぞれ以下のリンク先からご利用ください。

http://www.wipo.int/pct/ja/forms/demand/filled_demand.pdf (日本語)

http://www.wipo.int/pct/ru/forms/demand/filled_demand.pdf (ロシア語)

http://www.wipo.int/pct/en/forms/demand/filled_demand.pdf (英語)

http://www.wipo.int/pct/fr/forms/demand/filled_demand.pdf (仏語)

http://www.wipo.int/pct/de/forms/demand/filled_demand.pdf (独語)

http://www.wipo.int/pct/es/forms/demand/filled_demand.pdf (スペイン語)

実務アドバイス

国際調査機関に先の調査の結果を利用するよう請求する

Q: 先の国内出願の優先権を主張して国際出願を提出しようとしているところです。国際調査報告を作成する際に、国際調査機関が先の出願に関する調査の結果を考慮するよう請求することは可能でしょうか？もし可能であればどのように請求すればよいのでしょうか？また当方は調査手数料の減額を受けられるのでしょうか？

A: 以下に説明するように、PCT 規則 4.12 及び 12 の 2.1 に基づく全ての要件に従うことを条件に、国際調査機関 (ISA) に対し、国際調査を行うに当たり、同一若しくは他の ISA 又は国内官庁によって行われた先の国際調査、国際型調査又は国内調査 (“先の調査”) の結果を考慮するよう請求することが可能です。しかしながら、ISA は、全ての場合において先の調査の結果を考慮することが義務付けられているわけではないことを認識する必要があります。PCT 規則 41.1 に従い、当該先の調査が同一の ISA によって行われたとき、又は ISA として行動する官庁と同一の官庁によって行われたときは、当該 ISA は、国際調査を行うに当たり当該先の調

査の結果をできる限り考慮します。ただし、当該先の調査が他の ISA によって行われたとき又は ISA として行動する官庁以外の国内（広域）官庁によって行われたときは、当該 ISA は、国際調査を行うに当たり当該先の調査の結果を考慮するか否かを決定することができます。

貴殿が先の調査の結果を ISA が考慮するよう請求したい場合には、以下の要件が求められます。

(1) 願書様式に ISA が先の調査の結果を考慮するよう希望する旨を記載する。ePCT 出願では、“国際調査”の項目中の適切なオプションを選択することでこれを簡単に行えます。PCT-SAFE や他の PCT オンライン出願のソフトウェアにも同等の機能があります。まだ紙形式で出願している場合には、願書様式の第 VII 欄（“国際調査機関”）、特に、第 VII 欄の続き（先の調査及び先の分類の結果の利用）にある特別なチェックボックスをご参照ください。先の調査が行われた先の出願の出願日、出願番号及び出願国（又は広域官庁）を記載することにより、当該先の出願を特定する必要があります。願書には、該当する場合には、国際出願が当該先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である旨又は異なる言語で出願されたことを除き国際出願が先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である旨の陳述を（PCT 規則 4.12(ii)に基づき）記載することができます。

(2) ISA への送付のため先の調査の結果の写しを受理官庁へ提出する。当該写しは国際出願とともに出願時に、当該機関または官庁によって作成された形式に応じて、例えば調査報告、列記された先行技術の一覧表又は審査報告の形式で提出（PCT 規則 12 の 2.1(a)）されるべきです。しかしながら、以下の場合には写しを提出する必要はありません。

- 先の調査が願書様式の第 VII 欄に記載される ISA により行われなかったが、受理官庁として行動する官庁と同一の官庁によって行われた場合。この場合、先の調査の結果の写しを自身で提出することに代えて、願書様式の第 VII 欄の続き（項目 1）にある関連するチェックボックスをチェックすることで、受理官庁に対し、それを作成し ISA に直接送付することを請求することができます（そのような請求は手数料の支払が生じる場合があることにご留意ください）（PCT 規則 12 の 2.1(b)）。
- 先の調査が同一の ISA 又は ISA として行動する官庁と同一の官庁によって行われた場合（PCT 規則 12 の 2.1(c)）又は
- 先の調査の結果の写しが受理官庁又は ISA が認めた形式及び方法で、例えば、電子図書館により当該受理官庁又は ISA が入手可能である場合において、願書様式の第 VII 欄の続き（項目 1）にあるチェックボックスにその旨を記載した場合（PCT 規則 12 の 2.1(d)）。

2 以上の先の調査の結果を考慮してもらいたい場合には、それぞれの先の調査に関する情報が提出される必要があることにご留意ください。ePCT 出願及び他のオンライン出願ソフトウェアでは、追加の先の調査に関する情報を含むことが可能です。紙形式で出願する場合には、それぞれの先の調査の情報は、別の用紙に記載される必要があります。追加の先の出願ごとに第 VII 欄の続きを含む用紙を複製し、各用紙に“第 VII 欄の続きの項目 1 の続葉”と記載する必要があります。

さらに、PCT 規則 12 の 2.2 に従い、ISA が求める場合には、当該求めに記載された相当の期間内に、先の調査に関する他の書類を提出するよう要求される場合もあります。

- 関係する先の出願の写し（PCT 規則 12 の 2.2(a)(i)）。
- 先の出願が当該 ISA が認めていない言語でされた場合には、当該機関が認める言語による当該先の出願の翻訳文（PCT 規則 12 の 2.2(a)(ii)）。

- 先の調査の結果が当該ISAが認めていない言語で作成された場合には、当該機関が認める言語による当該先の調査の結果の翻訳文 (PCT規則12の2.2(a)(iii))。及び、
- 先の調査の結果に列記された文献の写し (PCT規則12の2.2(a)(iv))。

ただし、以下の状況においては、そのような翻訳文の写しは要求されない場合があります。

- 先の調査が同一のISA、若しくはISAとして行動する官庁と同一の官庁によって行われた場合、又はPCT規則12の2.2(a)(i) 若しくは (ii) に規定する写し若しくは翻訳文が、当該ISAが認めた形式及び方法で、例えば、電子図書館により若しくは優先権書類の形式で当該ISAが入手可能である場合 (PCT規則12の2.2(b))。及び、
- 願書に国際出願が先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である旨又は異なる言語で出願されたことを除いて国際出願が先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である旨の陳述が PCT 規則 4.12 (ii) の規定に基づいて記載された場合 (PCT 規則 12 の 2.2(c))。

ISAが国際調査を行うに当たり先の調査の結果を考慮する場合、作業の重複が最小限に抑えられることにより、通常は調査の手続がより効率的になります。これを考慮して、通常、当該ISAは国際出願について支払われた調査手数料の払戻し、又は部分的な払戻しを行います。ただし、PCT第16条 (3)(b) に基づき、ISA及び国際予備審査機関としての関連する官庁の機能に関し、当該官庁と国際事務局との間で適用される取決めで定める範囲において及び条件に従って払い戻します (PCT規則16.3参照)¹。そのため、最初に調査手数料の全額を支払う必要があり、ISAが先の調査の結果の利用可能な範囲を決定する時点まで、貴殿への払戻しを待つ必要があります。

そのような払戻しに関する条件の詳細は、上述の取決めに掲載されております。以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html

また *PCT 出願人の手引* の対応する附属書 D からもご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

本実務アドバイスでは、国際調査報告の作成時に、ISA が先の出願に関する調査の結果を考慮するよう出願人が請求する場合について説明しました。その状況に加え、特定の状況において、PCT 規則 23 の 2.2(a) に基づき先の調査の結果が ISA へ送付され、出願人が PCT 規則 4.12 に基づく請求を明示的に行っていない場合でも、国際調査を行う際に ISA が先の調査の結果を考慮する場合があることにご留意ください。このような事例についての詳細は、別の実務アドバイスで説明いたします。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

¹ 執筆時点では、USPTO は ISR が完全に又は部分的に先の調査の結果に基づいて作成された場合でも払戻しを行いません。

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2018年2月号 | No. 02/2018

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER (英語版) (www.wipo.int/pct/en/newslett) の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER (英語版) に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT40周年記念

2018年1月24日は、特許協力条約 (PCT) の第I章の発効¹ から40周年の記念日となりました。世界知的所有権機関を設立する条約の発効に基づき、その前身であるBIRPI² の加盟国によって1970年4月26日³ に設立されたばかりの比較的新しい組織である世界知的所有権機関 (WIPO) にとって、1978年にこの新条約の発効を迎えたことは大きな成果でした。以来PCTは着実に規模を拡大し、WIPOにおける知的所有権に関する国際出願制度の中で最大のものに発展しました。

条約発効当初PCTの対象は13ヶ国でしたが、1978年6月1日の運用開始時 (すなわちPCT受理官庁によるPCT出願の受理及び処理開始時) には、さらに5ヶ国増えていました。現在では、PCT締約国の数は152に上ります。

PCTの発効に関する詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/treaties/en/notifications/pct/treaty_pct_14.html

PCT Newsletter の中国語及び韓国語抄訳

PCT Newsletter の中国語及び韓国語抄訳がこの程、オンラインでご利用いただけるようになったことをお知らせいたします。日本語抄訳については2003年からPCTウェブサイト上で掲載されておりますが、この度、中国語及び韓国語のPCTユーザのために同様のサービスの提供を開始いたしました。

これらの抄訳では、全てのPCTユーザに関係する情報、またそれぞれの言語が使用される国々のユーザにとって特に関連する情報を提供いたします。特定の情報、例えばPCTセミナーカレンダー、PCT手数料表及びPCT締約国一覧は、引き続き英語でのみご利用いただけます。

当該抄訳はPCT Newsletterの英語版の掲載後、可能な限り速やかに掲載されます。PCT Newsletterの中国語、日本語及び韓国語の抄訳は、それぞれ以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/zh/newslett/index.html> (中国語)

<http://www.wipo.int/pct/ja/newslett/index.html> (日本語)

<http://www.wipo.int/pct/ko/newslett/index.html> (韓国語)

¹ PCTの第II章は1978年3月29日に発効しました。

² 知的所有権保護合同国際事務局。

³ 4月26日が世界知的所有権の日として祝われる理由です (<http://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/> 参照)。

知的所有権庁（ベルギー）が受理官庁としての機能を欧州特許庁へ委任

知的所有権庁（ベルギー）（OPRI）は、2018年4月1日から、PCTに基づく受理官庁としての行動を停止することを国際事務局（IB）に通知しました。そのため当該日以降は、基本的に、当該官庁に対しPCT出願を提出することはもはやできなくなります。OPRIはPCTに基づく受理官庁としての義務を欧州特許庁（EPO）へ委任しますが、EPOは、ベルギーの国民及び居住者であるPCT出願人にとって、すでに管轄受理官庁（IBに加えて）となっています。

OPRIはまた、PCT第27条(8)、欧州特許条約（EPC）の第151条及び第75条(2)(a)に従い、出願人がベルギーの国籍を有する若しくはベルギーに居所又は所在地を有する場合であって、ベルギーの国防若しくは安全保障に利害関係を有するPCT出願は、すでにそう義務付けられているように、EPOではなくOPRIに対しての出願が義務付けられることをIBに通知しました。PCT出願が、ベルギー経済法第XI.91条 §2の規定の範囲内でベルギーの国防若しくは安全保障に利害関係を有するかどうかを決定すること、そして該当する場合には、OPRIに対し出願を提出することは、出願人の責務です。しかしながら、そのような場合であっても、OPRIはPCTの受理官庁としては行動しません。OPRIは、EPCの第151条及び第75条(2)(a)に従い、EPOの代わりにこれらの出願を受理します。そのために、OPRIがそのような出願を受理した日付が、EPOによる受理日として認められます。

当該情報により、PCT出願人の手引、付属書B1（BE）が更新されました。

特定のPCT規則の国内法令との不適合通知の取下げ

2018年4月1日から、知的所有権庁（ベルギー）（OPRI）が受理官庁としての機能をEPOへ委任するに当たり（上記、「知的所有権庁（ベルギー）が受理官庁としての機能を欧州特許庁へ委任」参照）、OPRIは、以下の国内法令との不適合通知の取下げが当該日から発効する旨を国際事務局（IB）に通知しました。

- PCT規則20.8(a)に基づく通知（欠落部分又は要素の引用による補充に関するもの）
- PCT規則26の2.3(j)に基づく通知（受理官庁による優先権の回復に関するもの）

当該情報により、「PCT留保、宣言、通知及び不適合」及び「優先権の回復」に関する表がそれぞれ更新されました。以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

国際出願の電子出願及び処理

知的所有権庁（セルビア）による電子形式での国際出願の受理及び処理の開始

受理官庁としての知的所有権庁（セルビア）は、2018年3月1日から、電子形式での国際出願の受理及び処理を開始することを、PCT規則89の2.1(d)に基づき国際事務局（IB）に通知しました。

当該官庁はePCT出願を利用した電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表I(a)に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、まもなく公示（PCT公報）に掲載されます。以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引、附属書 C (RS) が更新されました。)

国家知的所有権庁 (クロアチア) による ePCT 出願を利用しての国際出願の受理開始

国家知的所有権庁 (クロアチア) は受理官庁の資格において、すでに電子形式での国際出願の受理を開始していますが、2018年3月1日から、ePCT出願を利用した国際出願を受理することを国際事務局に通知しました。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、まもなく公示 (PCT公報) に掲載されます。以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引、附属書 C (HR) が更新されました。)

カンボジアにおける欧州特許の有効化

欧州特許機構とカンボジア政府間の欧州特許の有効化に関する新しい取決めが、2018年3月1日に発効します。カンボジアはEPOの加盟国ではありませんが、当該日以降、欧州特許及び欧州特許出願 (欧州特許として指定のあるPCT出願を含む) のカンボジアでの有効化が可能になります。カンボジアで有効化された欧州特許及び欧州特許出願は、当該国での国内出願及び特許と同様の権利及び法的効果を有します。当該取決めへの署名により、カンボジアは当該国の領土において欧州特許を認める最初のアジアの国となります。

詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/president-notices/archive/20180209.html>

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20180209.html>

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCTの出願人は、認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本をDASから取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求できます。DASのサービスをご利用いただくためには、先の出願が提出された官庁がDASの提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁はDASの提供庁である必要はありません。

国立工業所有権機関 (ブラジル)

国立工業所有権機関 (ブラジル) は、2017年12月1日からDASの提供庁としての運用を開始したことを、IBに通知しました。当該官庁は、提供庁として、出願人の請求に応じて優先権書類のアップロードのためにDASの官庁用ポータルを利用します。

詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#BR>

インド特許庁

インド特許庁は、2018年1月31日から、DASの提供庁及び取得庁として運用を開始したことをIBに通知しました。提供庁としては、2018年1月31日以降に当該官庁へ提出される、PCT出願を含む特許出願及び意匠出願の認証謄本を優先権書類として提供しますが、出願人がそれらの書類が当該サービスで利用可能になるよう特別に請求した cases に限ります。取得庁としては、優先権書類を提出する期間が2018年1月31日までに満了していないいづれの出願に関しても、優先権書類がDASを通じて提供されることを許可します。

詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#IN>

DASの参加庁の一覧は、以下のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html

PCT 最新情報

- BE: ベルギー (管轄受理官庁)
- CA: カナダ (国内段階移行のために要求される翻訳文の内容、国際出願の写しの提出)
- FI: フィンランド (手数料)
- HR: クロアチア (電子出願)
- IB: 国際事務局 (電子メールアドレス)
- KR: 大韓民国 (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)
- RS: セルビア (電子出願)
- RU: ロシア連邦 (手数料)
- SY: シリア・アラブ共和国 (官庁の名称、電話とファックス番号、電子メールアドレス)
- UZ: ウズベキスタン (官庁の名称、所在地とあて名、電話とファックス番号、電子メール及びインターネットアドレス)
- ZA: 南アフリカ (手数料)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH)、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、トルコ特許商標庁 (Turkpatent)、米国特許商標庁、ヴィシエグラード特許機構)

補充調査手数料 (欧州特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH)、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁、トルコ特許商標庁 (Turkpatent)、ヴィシエグラード特許機構)

予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料 (欧州特許庁)

PCT 関連資料の新/更新情報

ディスタンスラーニングコース：特許協力条約入門 (2018年1月版)

PCTに関するディスタンスラーニングの入門コース (DL101PCT) が全ての10 PCT 公開言語で更新されました。更新版はライセンスの利用可能性の請求についての新たな章 (新たな章 11.4) と本文の若干の改訂を含みます。

本コースは PCT 制度の入門及び概要を提供しており、理解度と進度を測るためのテストが設けられた、完全な自主学習形式です。全てのコース終了後には、コース修了証明書がダウンロードできます。無料である本コースの受講にご興味のある方は、WIPO アカデミーの以下のウェブページ上で、ご登録いただけます。

<https://welc.wipo.int/acc/index.jsf>

PCT40 周年記念

PCT40 周年記念に関する情報（上記、「PCT40 周年記念」参照）が、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語で、それぞれ以下のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ar/40years/index.html> (アラビア語)

<http://www.wipo.int/pct/zh/40years/index.html> (中国語)

<http://www.wipo.int/pct/en/40years/index.html> (英語)

<http://www.wipo.int/pct/fr/40years/index.html> (仏語)

<http://www.wipo.int/pct/de/40years/index.html> (独語)

<http://www.wipo.int/pct/ja/40years/index.html> (日本語)

<http://www.wipo.int/pct/ko/40years/index.html> (韓国語)

<http://www.wipo.int/pct/pt/40years/index.html> (ポルトガル語)

<http://www.wipo.int/pct/ru/40years/index.html> (ロシア語)

<http://www.wipo.int/pct/es/40years/index.html> (スペイン語)

偽の手数料の支払い請求

新たな請求書

PCT出願人や代理人がWIPO国際事務局（IB）からの通知ではなく、PCTに基づく国際出願の手続きに関係のない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、“IPRS – Intellectual property register services” 及び “IPTR – International Patent and Trademark Register” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCTユーザがWIPOに通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

PCT出願人及び代理人は、優先日から18ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのはIBのみであることにご留意ください（PCT 第21条 (2) (a) 参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果はPCT第29条に規定されています。PCT出願人や代理人の皆様におかれましては、まだそうなされていない場合には、組織内の手数料支払い担当者や、このような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： (+41-22) 338 83 38

FAX番号： (+41-22) 338 83 39

電子メール： pct.legal@wipo.int

WIPOは、PCT出願人、代理人又は発明者（PCTユーザ）の皆様に、政府又は消費者保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や“政府機関又は苦情を受け付ける消費者保護協会”の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PATENTSCOPE 検索システム

ビデオチュートリアル

PATENTSCOPE 検索システムを説明する短い複数のビデオを含むウェブページが更新されました。以下のリンク先をご覧ください。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/tutorial.jsf>

これらのビデオはデータベースの使い方について段階的な説明とアドバイスを提供しております。ほんの数分で以下の機能を学ぶことができます。

- キーワード、番号、名称による検索方法
- 複雑な検索式の作成方法
- 化学情報の検索方法
- 検索語の同義語を探し出すとともに、関連する翻訳語を得るための CLIR の利用方法
- 結果一覧の読み方
- IPC 統計の利用方法
- 公開された全ての PCT 出願へのアクセス方法
- 各国特許登録簿の利用方法
- 特許活動の概要の入手方法
- 公開された配列表へのアクセス方法、及び
- アカウントの作成方法

実務アドバイス

受理官庁による先の調査の結果の国際調査機関（ISA）への送付、及び出願人によりそのような請求がなされていない場合の ISA による先の調査の結果の利用

Q: *PCT Newsletter* 2018 年 1 月号の実務アドバイスで、国際調査報告を作成する際に ISA が先の出願に関する調査の結果を考慮するよう、出願人が請求するための方法が説明されました。出願人が PCT 規則 4.12 に基づく請求を明示的に行っていない場合であっても ISA が結果を考慮するのはどのような状況においてでしょうか？また、ISA が先の調査の結果を考慮することを出願人が望まない場合、取り得る行動はあるのでしょうか？

A: 先の調査及び先の分類の結果の ISA への送付及び ISA による利用に関し、2017 年 7 月 1 日に、新たな PCT 規則 23 の 2 が発効するとともに、PCT 規則 12 の 2 及び 41 が改正されたことを思い出してください。2017 年 7 月 1 日以降に提出された国際出願に適用される当該変更の結果として、受理官庁 (RO) は、特定の状況において、出願人が先の調査を ISA が考慮するよう請求したかどうかに関係なく、ISA に対して先の出願に関する先の調査及び先の分類の結果の写しを送付することが要求されます。

国際出願が先の出願の優先権を主張しており、出願人が先の調査の結果を考慮するよう (ePCT 出願、PCT-SAFE、若しくはその他の PCT オンライン出願ソフトウェアを利用の際は適切なオプションを選択することにより、又は願書様式の第 VII 欄の続きの項目 1 で該当する箇所に記載することにより) ISA に請求しなかった場合には、RO は、

- 先の出願が RO として行動する官庁と同一の国内官庁若しくは広域官庁へ提出され、及び当該官庁が当該先の出願に関する調査を行った場合、RO は国際出願時に当該官庁が入手可能な先の調査及び先の分類結果の写しを ISA へ送付することが要求されます (ISA がそのような写しをすでに入手可能な場合を除いて) (PCT 規則 23 の 2.2(a))、又は
- 国際出願が受理官庁として行動する官庁と異なる官庁に提出された一又は二以上の先の出願に基づく優先権の主張を伴い、及び当該他の官庁が当該先の出願について先の調査を行った場合又は当該先の出願を分類した場合であって、当該先の出願又はその分類の結果が、例えば、電子図書館により RO が入手可能である場合には、RO は先の調査及び先の分類の結果の写しを ISA へ送付するか否かを決定することができます (PCT 規則 23 の 2.2(c))

しかしながら、受理官庁は、新たな PCT 規則 23 の 2.2 と適用する国内法令との不適合を国際事務局 (IB) へ通知する機会 (2016 年 4 月 14 日まで) が与えられ、特定の官庁はそのような不適合を実際に IB に通知したことにご留意ください。以下に説明いたします。

1. PCT 規則 23 の 2.2 (b) に基づく不適合通知

特定の国々の官庁は、PCT 規則 23 の 2.2(b) に従い、国際出願とともに提出された出願人の請求により、ISA に先の調査の結果を送付しないことを決定することができる旨を IB に通知しました。先の調査の結果を ISA に送付しないよう求める請求は、国際出願が提出される RO が PCT 規則 23 の 2.2(b) に基づく留保をしている場合にのみ可能です。この留保は、以下の国々の RO にのみ⁴ 関係します。

DE ドイツ

FI フィンランド

SE スウェーデン

(“PCT 留保、宣言、通知及び不適合” の表も、次のリンク先からご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)

出願人が上記官庁の一つへ出願する場合、ePCT 出願、PCT-SAFE 若しくはその他の PCT オンライン出願ソフトウェアを利用する際は適切なオプションを選択することにより、又は願書様式の第 VII 欄の続きの項目 2.2 のチェックボックスをチェックすることにより、RO は先の調査の結果を ISA へ送付しないよう請求される場合があります。PCT 規則 23 の 2.2(b) に基づ

⁴ 2018 年 2 月 1 日現在

く留保をしている 3 ヶ国のうち、この方法で先の調査の結果を ISA へ送付しないよう出願人が請求する可能性としては、基本的にドイツの RO が関係します。フィンランド及びスウェーデンは PCT 規則 23 の 2.2(e) に基づく不適合も IB に通知しているため、出願人からの明示的な承諾なしではこれらの結果を IB へ送付しません。

2. PCT 規則 23 の 2.2 (e) に基づく不適合通知

特定の国々の官庁は、PCT 規則 23 の 2.2(e) に従い、先の調査及び先の分類の結果の写しの出願人の承諾を得ない送付が国内法令に適合しないことを IB に通知しました。この不適合は、以下の国々の RO にのみ⁴ 関係します。

- AU オーストラリア
- CH スイス
- CZ チェキア
- FI フィンランド
- HU ハンガリー
- IL イスラエル
- JP 日本国
- NO ノルウェー
- SE スウェーデン
- SG シンガポール
- US アメリカ合衆国

(“PCT 留保、宣言、通知及び不適合” の表も、次のリンク先からご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)

これは、国際出願が上記のいずれかの国の RO に出願される場合であって、出願人が、国際出願の提出時に、(ePCT 出願、PCT-SAFE 若しくはその他の PCT オンライン出願ソフトウェアを利用する際は適切なオプションを選択することにより、又は願書様式の第 VII 欄の続きの項目 2.3 の関連するチェックボックスをチェックすることにより) 当該官庁が先の調査の結果を ISA へ送付することを明示的に承諾しない場合には、RO は先の調査の結果を送付しないことを意味します。

全ての RO に関して、現在の（進行中の）国際出願において優先権が主張されている先の国際出願に関して先の調査が行われた場合であって、現在の国際出願で選択される機関とは異なる ISA が当該先の調査を行った場合には、出願人は、ePCT 出願、PCT-SAFE 若しくはその他の PCT オンライン出願ソフトウェアの関連するオプションを選択することにより、又は紙形式の出願の場合は、願書様式の第 VII 欄の続きの項目 2.3 の 2 番目のチェックボックスをチェックすることにより、RO が先の調査及び先の分類の結果を ISA へ送付することを明示的に承諾する必要がある点にご留意ください。

また、国際出願が二以上の先の出願に基づく優先権の主張を伴う場合であって、二以上の先の出願に関して、受理官庁が先の調査及び先の分類の結果を ISA へ送付することを承諾する、又は受理官庁が先の調査の結果を ISA へ送付しないことを請求する権利を出願人が有し、そう望む場合には、関係する先の出願のそれぞれに関して関連する情報を提供する必要がある点にも

ご注意ください。ePCT 出願、PCT-SAFE 若しくはその他の PCT オンライン出願ソフトウェアでは、このオプションを提供しています。紙形式の出願では、願書様式の第 VII 欄の続きの項目 2.2 若しくは 2.3 の関連するチェックボックスをチェックする必要があり、関連するそれぞれの優先権主張が列記された用紙を複製し、“第 VII 欄の続きの項目 2 の続葉” と記載して願書様式に添付すべきです。

先の調査の結果の考慮についての ISA の義務に関する限り、たとえ出願人が PCT 規則 4.12 に基づき先の調査の結果を考慮するよう ISA へ請求しなかったとしても、国際出願が、ISA として行動する官庁と同一の官庁によって調査が行われた先の出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該機関は国際調査を行うに当たり、当該先の調査の結果をできる限り考慮するよう要求されます。RO が先の調査若しくは先の分類の結果の写しを ISA へ送付した場合、又は当該写しが当該機関が認めた形式及び方法で、例えば、電子図書館により、当該機関が入手可能である場合には、ISA は国際調査を行うに当たりこれらの結果を考慮することができますが、義務付けられてはいません (PCT 規則 41.2)。

調査手数料の払戻し、又は部分的な払戻しに関して、多くの ISA は、PCT 規則 4.12 に基づく出願人からの請求を受けて、調査を行うに当たり先の調査の結果を考慮した場合には、調査手数料の払戻し若しくは部分的な払戻しを行います。しかしながら、ISA が PCT 規則 41.2 に基づき先の調査を考慮する場合、つまり、出願人が ISA に先の調査を考慮するよう明示的に請求していなかった場合には、ISA が調査手数料を (部分的に) 払戻すことを義務付ける規定は PCT 規則には存在しない点にご留意ください。

以下のリンク先に掲載されている PCT 出願人の手引、国際段階のパラグラフ 5.073B から 5.073D に詳細が記載されております。

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

また、以下のリンク先の願書様式の備考、第 VII 欄の続きの項目 2 についてもご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/forms/request/ed_request.pdf

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2018年3月号 | No. 03/2018

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER (英語版) (www.wipo.int/pct/en/newslett) の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER (英語版) に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT ウェビナー (日本語) のご案内 (※無料)

- ・ PCT のベストプラクティス (2018年4月24日 (火) 16:30 – 17:30 (日本時間))
- ・ ePCT 入門編 (2018年5月8日 (火) 16:30 – 17:30 (日本時間))
- ・ ePCT 応用編 (2018年5月15日 (火) 16:30 – 17:30 (日本時間))

詳細及び参加登録: <http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

2017年のPCT出願

2017年もPCTの利用は伸び続け、PCT出願件数は約243,500件¹となり、2016年比で4.5%の増加となりました。

米国に拠点を置く出願人が引き続き出願件数第1位を維持しました。これは約40年前にPCTが運用を開始して以来続くものであり、2017年のPCT出願243,500件のおよそ4分の1(23.3%)を占めています。そしてこの度初めて中国に拠点を置く出願人が全PCT出願件数の20.1%を占めて第2位となり、日本が僅差(19.8%)で続きました。2017年の全PCT出願件数の半分近くがアジア(49.1%)からのもので、欧州(24.9%)及び北米(24.3%)はそれぞれ4分の1を占めました。上位10ヶ国における各国の合計出願件数及び全出願件数に対する各国のシェアは以下のとおりです。

1. アメリカ合衆国	56,624	23.3%
2. 中国	48,882	20.1%
3. 日本	48,208	19.8%
4. ドイツ	18,982	7.8%
5. 大韓民国	15,763	6.5%
6. フランス	8,012	3.3%
7. 英国	5,567	2.3%
8. スイス	4,491	1.8%
9. オランダ	4,431	1.8%
10. スウェーデン	3,981	1.6%

¹ この合計と後に続く数値は暫定値ですのでご注意ください。国際事務局では2017年に国内及び広域官庁に出願された全てのPCT国際出願を受理しておらず、確定した数値は年内に公表されます。

その他の国の出願件数、及び 2016 年の出願件数との比較に関する情報は、以下のリンク先から WIPO プレスリリース PR/2018/816 の附属書 1 をご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2018/article_0002.html

中国の電気通信会社である、Huawei Technologies Co. Ltd 及び ZTE Corporation の 2 社は、2017 年の公開件数がそれぞれ 4,024 件と 2,965 件となり、2017 年の最上位出願人となりました。Intel Corporation (US) と三菱電機株式会社 (JP) がそれに続きました。上位 10 出願人とその 2017 年に公開された PCT 出願件数を以下に示します。

1. Huawei Technologies Co. Ltd (CN)	4,024
2. ZTE Corporation (CN)	2,965
3. Intel Corporation (US)	2,637
4. 三菱電機株式会社 (JP)	2,521
5. Qualcomm Incorporated (US)	2,163
6. LG Electronics Inc. (KR)	1,945
7. BOE Technology Group Co., Ltd (CN)	1,818
8. Samsung Electronics Co., Ltd (KR)	1,757
9. ソニー株式会社 (JP)	1,735
10. Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ) (SE)	1,564

上位 50PCT 出願人の一覧は上記プレスリリースで公表されています (附属書 2)。教育機関からの出願に関しては、カリフォルニア大学が 1993 年以降、PCT 制度の最大ユーザとしての地位を維持しています。上位 10 大学については米国に拠点を置く機関が優勢ですが、上位 20 大学になると米国とアジアの大学が 10 大学ずつを占めています。教育機関による出願の詳細についてもプレスリリース (附属書 3) でご覧いただけます。

技術分野別の PCT 出願件数に関しては、コンピュータ技術が最も多く、公開された全 PCT 出願件数の 8.6% を占めました。次にデジタル通信が僅差の 8.2% で続き、そして電子機械、装置、エネルギー (6.8%) 及び医療技術 (6.7%) が続いています。公開された出願の技術分野別の詳細はプレスリリース (附属書 4) をご参照ください。

2017 年の最終的な数値の (PCT 年次報告の形式での) 公表は、年内の *PCT Newsletter* でお知らせいたします。

国際機関会合

第 25 回 PCT 国際機関会合が 2018 年 2 月 21 日から 23 日までマドリッド (スペイン) で開催されました。議長による要約と作業文書は以下の WIPO ウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=46027

議論されたトピックスには以下を含みます。

- 品質サブグループ会合の結果及び品質管理に関するさらなる作業の勧告;
詳細は議長による要約 (文書 PCT/MIA/25/13 の附属書 II) をご参照ください

- 国際事務局が 2018 年 6 月の PCT 作業部会への報告を予定している、2010 年の PCT 作業部会で承認された“PCT ロードマップ”² のレビュー範囲; 当該レビューでは、PCT ロードマップの勧告に由来する継続中の作業やその他の活動が、PCT 制度の発展にとっていまだに適切なものであるのか否かを考慮するとともに、さらなる改善が必要な分野を特定します
- PCT 最小限資料に関する二つの作業文書: 欧州特許庁が主導する PCT 最小限資料タスクフォースについての進捗状況報告 (文書 PCT/MIA/25/4) 及びインドの伝統的知識デジタルライブラリーを PCT 最小限資料へ追加するためのインド特許庁による提案 (文書 PCT/MIA/25/9)
- PCT 手続きの国際段階と国内段階の連携促進を目的とした、日本国特許庁による PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの修正提案 (文書 PCT/MIA/25/3)
- PCT 手数料の取引における為替変動による手数料収入の損失を防ぐとともに、受理官庁及び国際調査機関のためのコストと作業を抑えるために提案された、“ネットティングシステム” の導入可能性に関する IB による進捗状況報告 (文書 PCT/MIA/25/5)
- 要約の品質と有用性を改善し、可能な限り翻訳費用を最小限に抑えるための、国際出願の要約と表紙における図面の文字数に関する進行中の作業 (文書 PCT/MIA/25/11)
- ヌクレオチド及びアミノ酸の配列リストの提出に関する、WIPO 標準 ST.25 から XML を使用した WIPO 標準 ST.26 への移行 (文書 PCT/MIA/25/2)
- 運用フェーズの開始日に関して早期の決定がなされる予定である、IP5 (五大特許庁) 間での協働調査及び審査の第 3 試行プログラムの準備フェーズ (文書 PCT/MIA/25/7)
- 機能停止やサイバー攻撃により電気通信手段が利用できなかったことによって出願人が期限を遵守できなかった場合のセーフガード (文書 PCT/MIA/25/12)

出席した機関は、出願人、受理官庁、国際機関や第三者が利用するために国際事務局が提供している様々な電子サービスの最近の進展に関して謝意を示しました (文書 PCT/MIA/25/6)。また、ePCT サービスの継続的な利用や、ePCT を利用した国際出願の提出を可能にするために進行中の作業に留意しました。そして出願本体、国際調査報告、見解書及び関連文書のために XML を最大限使用することにより、さらなる効率化を促進し、特許情報の質を向上させることの重要性も認識しました。出席した機関はまた、特許出願に関するドシ工情報を他の参加庁が利用できるようより多くの官庁が WIPO Centralized Access to Search and Examination (WIPO CASE) システムの提供庁として参加することによるワークシェアリングの恩恵についても留意しました (文書 PCT/MIA/25/8)。

PCT Newsletter 中国語抄訳のための新しい電子メール通知システム

PCT Newsletter 2018 年 2 月号でお知らせしましたように、PCT Newsletter の中国語抄訳が以下のリンク先からご利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/pct/zh/newslett/index.html>

抄訳は通常、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧と二文字コード、及び“PCT 最新情報”の特定の部分を除き、PCT Newsletter の英語版に掲載されるほとんどの情報を提供しております。

² PCT 制度の機能向上のための一連の勧告

中国語を話される PCT ユーザは、PCT Newsletter 各号の中国語抄訳の発行をお知らせする電子メールを購読することができるようになりました。以下の WIPO の購読ページ（他の中国語の WIPO 電子メール及び電子ニュースレターの購読も選択可能）にてご登録いただくだけで購読できます。

https://www3.wipo.int/newsletters/zh/#pct_newsletter

日本語及び韓国語での抄訳もご利用いただけます。またそれらの言語のための同様の電子メール通知システムの導入も予定されております。

PCT 最新情報

BG: ブルガリア (手数料)

BR: ブラジル (所在地とあて名)

CN: 中国 (電子形式によるヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列リストのための電子媒体の種類)

EP: 欧州特許庁 (手数料)

JP: 日本国 (電子形式によるヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列リストのための電子媒体の種類)

ISA としての日本国特許庁は、電子形式によるヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列リストの提出のために同機関が認める電子媒体の種類を特定しました。同機関は磁気ディスクと CD-R での提出を認めます。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (JP) が更新されました。)

MA: モロッコ (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

RU: ロシア連邦 (電子形式によるヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列リストのための電子媒体の種類)

TR: トルコ (優先権の回復に適用される基準)

VN: ベトナム (手数料)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (国立工業所有権機関 (ブラジル))

予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

PCT 公開スケジュールの変更

2018 年 5 月 11 日の公開

2018 年 5 月 10 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は 2018 年 5 月 11 日 (金) に公開されます。しかし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2018 年 4 月 24 日 (火) の 24 時 (中央ヨーロッパ時間 (CET)) までに国際事務局 (IB) に受理される必要があります。

PCT 関連資料の新/更新情報

PCT 出願人の手引 ロシア語版

2017年8月17日付け PCT 出願人の手引の、ロシア語の更新版を以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ru/appguide/index.jsp>

PCT 受理官庁ガイドライン ロシア語版

2017年7月1日に発効した PCT 受理官庁ガイドラインの、ロシア語の更新版を以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/ro.pdf>

品質報告書

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインのパラグラフ 21.26 及び 21.27 に従って、国際調査及び予備審査機関は国際機関としての業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告書を作成します。2017年の報告書は以下のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html>

PCT を学ぶビデオシリーズ：国際出願の出願方法

PCT を学ぶビデオシリーズ、“国際出願の出願方法” のアラビア語字幕版をサウジ特許庁 (SPO) に作成いただきました。WIPO の PCT 法務部副部長の Matthias Reischle-Park によって紹介される 29 本の短編ビデオからなるシリーズは (それぞれ約 15 分)、PCT 手続の国際段階及び国内段階における重要な観点や重要事項への基本的な概要を提供しております。

以下のページから SPO ウェブサイトの字幕付ビデオへのリンクをご利用いただけます。

<https://www.kacst.edu.sa/arb/IndustInnov/SPO/Pages/FileIntApp.aspx>

オリジナルのビデオ (字幕なし) は以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/training/index.html>

実務アドバイス

国際出願の提出時に支払う手数料

Q: 国際出願の提出時に支払う手数料にはどのようなものがあるのか教えてください。また額が変更になる可能性があるのか否か、変更があるとすればいつなのかを教えてください。

A: 国際出願に関連して受理官庁へ支払う手数料には 3 種類あります。

1. **送付手数料:** 当該手数料は国際出願が提出されるときに、受理官庁へ支払われます。送付手数料は、国際出願の受理及びチェック、国際事務局 (IB) への記録原本の送付及び国際調査機関 (ISA) への写しの送付といった受理官庁が行う任務の遂行に係る費用を賄います。いくつかの受理官庁は送付手数料を徴収していません。そして電子形式の出願を受理する受理官庁の一部は、電子形式での国際出願について手数料を減額しています。またいくつかの受理官庁は小企業により提出される出願に関し手数料を減額しています。

送付手数料は、受理官庁による国際出願の受理の日から一ヶ月以内に支払われるべきです。出願の受理の日と支払日の間に送付手数料の額に変更がある場合には、出願人は当該出願が受理された日に適用されていた額を支払う必要があります (PCT 規則 14 参照)。

2. 国際出願手数料: 当該手数料の額は PCT 締約国 (PCT 同盟) によりスイス・フランで定められており、PCT 規則に付属する手数料表に記載されています。30 枚を超える国際出願の用紙 1 枚ごとに支払う手数料に関して追加の規定があること、また配列表を含む国際出願に関して特別な規定が適用されることにご留意ください。国際出願手数料は、IB のための手数料として受理官庁へ (当該官庁が定める通貨で) 支払われ、IB が各種任務を遂行するために生じる費用を賄います。それらの任務には、国際出願の公開や、特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 I 章) の ISA に代わっての発行 (該当する場合)、並びに、出願人、受理官庁、ISA、国際予備審査機関、及び指定 (選択) 官庁への各種通知の送付を含みます。

国際出願手数料の額は長年変わっておりません (2008 年 7 月から同額のまま) が、他の通貨で支払われる換算額は変更になる場合があります (以下を参照)。国際出願手数料は、国際出願の受理の日から一ヶ月以内に支払われるべきです。出願の受理の日と支払日の間に国際出願手数料の額 (若しくは受理官庁が受理する他の通貨での換算額) に変更がある場合には、出願人は当該出願の受理の日に適用されていた額を支払う必要があります (PCT 規則 15 参照)。

3. 調査手数料: 当該手数料の額は各 ISA により定められており、管轄 ISA (二以上の管轄 ISA がある場合には、出願人が選択した ISA) によって異なります。調査手数料は、国際調査の実施、国際調査報告及び ISA の見解書の作成、また ISA として与えられたその他のすべての任務を遂行する、ISA のため手数料として受理官庁へ支払われます。

調査手数料は国際出願の受理の日から一ヶ月以内に支払われるべきです。国際出願の受理の日と支払日の間に調査手数料の額 (若しくは受理官庁が受理する他の通貨での換算額) に変更がある場合には、出願人は当該出願の受理の日に適用されていた額を支払う必要があります (PCT 規則 16 参照)。

支払額、若しくは他の通貨での換算額の変更

送付手数料の額は通常、受理官庁が所在する国の現地通貨で定められており、関係官庁の実務に応じていつでも変更可能です。受理官庁は前もって額の変更を知らせます。国際出願手数料及び調査手数料は、通常、受理官庁が所在する国の現地通貨でも支払うことができます。当該通貨がこれらの手数料が定められている通貨と同じでない場合には、二つの通貨間の為替レートの変動により現地通貨での支払額が変動する可能性があります。

換算額は、“所定の手数料の換算額の決定に関する PCT 総会の指針” (2010 年 7 月から発効) により決定されており、定期的に見直されています。毎年 10 月に、WIPO 事務局長は関係官庁との協議後、10 月最初の月曜日の為替レートに従い、国際出願手数料及び調査手数料 (該当する場合には補充調査手数料や取扱手数料も) の新換算額を決定します。またいずれの変更も、通常は翌年の 1 月に発効します。

加えて、スイス・フラン (国際出願手数料の場合) 若しくは定められた通貨 (調査手数料の場合) と、適用される所定の通貨間の交換レートが、4 回連続した金曜日で継続して最後に適用された為替レートより少なくとも 5% 高い、若しくは少なくとも 5% 低い場合には、WIPO 事務局長は関係官庁との協議後、4 回連続した金曜日以降の最初の月曜日に適用される為替レートに従い、それらの手数料の新換算額を決定します。新たに決定された額は通常、公示 (PCT 公報) の発行日から二ヶ月後に適用されます。

国際出願の提出時に支払う手数料の額はどこに記載されているのか

送付手数料、国際出願手数料及び調査手数料の額は、以下のリンク先の PCT 手数料表からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

送付手数料及び国際出願手数料の適用額は、PCT 出願人の手引の附属書 C でもご覧いただけます。また調査手数料の適用額は、附属書 D でご覧いただけます。

例えば ePCT 出願若しくは PCT-SAFE を利用して電子形式で国際出願を提出する場合、すべての関連する情報を入力した時点で、可能な場合（例えば、手数料が固定額である場合、支払う通貨がスイス・フランでの額に相当しない場合、または手数料減額の条件が容易に適用可能な場合）には手数料の支払額が自動的に計算されることにご留意ください。電子出願ソフトウェアで計算される手数料は大抵正確ではありますが、依然として受理官庁による確認の対象となります。紙形式で出願する場合には、願書様式に付属する手数料計算用紙に記載する必要があります。手数料計算用紙の備考が貴殿の手助けとなるでしょう。

手数料減額の利用可能性

電子形式³での国際出願の提出を認める受理官庁に対して電子形式で国際出願を提出する場合、PCT 手数料表（PCT 規則に付属する）は、利用される電子形式に応じて、国際出願手数料の総額から以下の減額を規定しています。

- 100 スイス・フラン（若しくは国際出願手数料が受理官庁へ支払われる通貨での相当額）；願書、明細書、請求の範囲及び要約の記述が文字コード形式ではない場合（項目 4(a) 参照）
- 200 スイス・フラン（若しくは相当額）；願書は文字コード形式であるが、明細書、請求の範囲及び要約の記述が文字コード形式ではない場合（項目 4(b) 参照）
- 300 スイス・フラン（若しくは相当額）；願書、明細書、請求の範囲及び要約の記述が文字コード形式である場合（項目 4(c) 参照）

特定の低所得国であって、特定の条件下で他の要件を満たす国の国民であり、かつ当該国の居住者である出願人は、国際出願手数料（及び補充調査取扱手数料や取扱手数料）の減額の資格を有する場合があります。二人以上の出願人が居る場合は、全ての出願人が必要な基準を満たす必要があります。さらに、そのような基準を満たし、受理官庁としての IB に対し国際出願を提出する出願人は、送付手数料も免除されます。減額対象となっている国の確認、また詳細に関しては、以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/fees/fee_reduction_july.pdf

調査手数料に関し、いくつかの ISA では以下のような特定の状況において減額が利用可能です。

- 特定の国々からの出願人
- 個人、又は小企業若しくは零細企業による出願
- 国際出願が特定の言語で提出されている場合

特定の ISA に関して適用される調査手数料の様々な減額に関する情報は、PCT 出願人の手引の附属書 D をご覧ください。

³ 実施細則の第 7 部及び附属書 F 又は基本的な共通標準を満たす場合

手数料の支払方法

ePCT 出願若しくは PCT-SAFE ソフトウェアを利用して出願する場合、手数料支払に選択可能な支払方法は、関連する画面で選択される受理官庁により異なります。詳細は以下のリンク先から、PCT eServices (電子サービス) サポートページに掲載されている情報をご覧ください。

<https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?T=EN&UG=4>

(“ePCT Filing” を選択してから “PCT fees and payment” を選択してください)

他の出願の場合、RO に対する手数料の支払方法に関する情報は、手数料計算用紙及びその備考からご覧いただけます。又は受理官庁へお問い合わせください。受理官庁としての IB に対する手数料の支払に関する情報は、以下のリンク先をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/ja/filing/modes.html>

特定の状況下では、上述されていない他の手数料も国際段階において支払われることにご注意ください。詳細は、PCT 出願人の手引の附属書 B (IB)、C、D、SISA 及び E の関連部及び PCT に基づく実施細則の第 113 号をご覧ください。

一部の PCT 出願人及び代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手續に関係のない手数料請求書を受け取る事態について、この場を借りて改めて注意喚起させていただきます。そのような偽の請求書においてどのような登録サービスが提供されていたとしても、それらは WIPO や公式な公開とは一切関係ありません。上述しましたように、全ての PCT 出願について公開を行うのは IB のみであり、公開の費用は国際出願手数料から賄うため、当該サービスに関するさらなる手数料は要求されません。詳細は以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/ja/warning/pct_warning.html

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2018年4月号 | No. 04/2018

PCT ニュースレター (日本語抄訳) は、PCT NEWSLETTER (英語版) (www.wipo.int/pct/en/newslett) の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER (英語版) に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新しい二方向 PCT-PPH 試行プログラム (国立工業所有権機関 (チリ) - 中華人民共和国国家知識産権局)

2018年1月1日から、国立工業所有権機関 (チリ) と中華人民共和国国家知識産権局 (SIPO) 間で、新しい二方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始しました。本試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において一方の官庁が作成する、国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合)を得た PCT 出願に基づき、他庁の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

上述の PCT-PPH の合意に関する詳細は、それぞれ以下のリンク先をご覧ください。

<https://www.inapi.cl/portal/publicaciones/608/w3-article-11454.html>

<http://www.sipo.gov.cn/ztlz/zlscgslpphzi/pphzn/1110649.htm>

PCT 成果物を含むための既存の PPH 試行プログラムの拡張 (シンガポール知的所有権庁 - SIPO)

シンガポール知的所有権庁と SIPO 間の既存の PPH 試行プログラムが、2017年9月1日から PCT 成果物の利用を含むよう拡張されました。この拡張は、ISA/IPEA としての資格において一方の官庁が作成する、国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合)を得た PCT 出願に基づき、他庁の国内段階で早期審査の利用が可能になることを意味します。

上述の PCT-PPH の合意に関する詳細は、それぞれ以下のリンク先をご覧ください。

<https://www.ipos.gov.sg/protecting-your-ideas/patent/application-process/expedite-filing-to-countries-outside-SG>

<http://www.sipo.gov.cn/ztlz/zlscgslpphzi/pphzn/1110648.htm>

これにより、PCT ウェブサイトの PCT-PPH に関するページが更新されております。以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は、認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求できます。DAS のサービスをご利用いただくためには、先の出願が提出された官庁が DAS の提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS の提供庁である必要はありません。

オランダ特許庁

オランダ特許庁は、2018 年 6 月 1 日から、DAS の提供庁及び取得庁として運用を開始することを IB に通知しました。

提供庁としては、2018 年 6 月 1 日以降に当該官庁へ提出される、全ての国内特許出願及び国際特許出願を提供しますが、出願人がそれらの書類が DAS で利用可能になるよう特別に請求した場合に限ります。取得庁としては、優先権書類を提出する期間が 2018 年 6 月 1 日までに満了していないいづれの出願に関しても、優先権書類が DAS を通じて提供されることを許可します。

詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#NL>

DAS の参加庁の一覧は、以下のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html

国際出願の電子出願及び処理

公開前に PCT 出願のファイルの内容をプレビューするための新機能

PCT Newsletter 2017 年 12 月号の 2 ページ目で、元の出願がカラー又はグレースケールを含む場合にそれを表示可能な新しい機能について、また元の出願内容の PATENTSCOPE での利用可能性についてお知らせいたしました。カラー要素は通常、国際出願では許容されておりませんが、それにもかかわらずそのようなカラー要素が受理される場合があることを認識した上で、当該新機能が導入されました。当該新機能では、ePCT 出願若しくは PCT-SAFE を利用して電子形式での出願を提出する出願人に、出願本体 (明細書、請求の範囲、要約、及び/又は図面) がカラー又はグレースケール要素を含むことを表示する欄をチェックすることを許容しています。当該欄をチェックすることで、公開された出願の表紙には、提出された出願がカラー又はグレースケールの内容を含み、元のファイルは PATENTSCOPE から利用可能である旨を表示する通知が含まれます。全ての国際出願は国際事務局 (IB) によるさらなる処理や公開のため、引き続き純粋な白黒形式への変換が行われる点に十分ご注意ください。

白黒への変換により、元のファイルと比較したときにある程度の不正確さをもたらすリスクがあります。それを考慮して、変換された画像の内容が意図していたものどおりであることを確認するため、その後の処理及び公開用に IB によってレンダリングされるファイルの内容を閲覧するための専用のプレビュー機能が IB によって提供されております。プレビュー機能は IB での書類のインポートや公開のために利用される実際のサービスに基づいているため、変換された画像は IB が公開するものと非常に類似しているはずで

プレビュー機能 ("PDF Conversion Checker") は "Application Body Converter" のページに含まれております。以下のリンク先からご利用ください。

<https://pctdemo.wipo.int/DocConverter/pages/pdfValidator.xhtml>

上記ページの上部にある下向き矢印をクリックしていただくと、その他の便利な機能やユーザガイドへもアクセスいただけます。

同様のプレビュー機能は、ePCT 機能を利用した出願本体のアップロードを許容していない受理官庁（つまり、受理官庁としてのイスラエル特許庁及び米国特許商標庁）への出願を除き、ePCT 出願機能の一部としてすでに直接提供されております。

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン（2018年4月1日付 version3.51.08 1.257）がご利用可能になりました。次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は上記ウェブサイトの “Release notes” 及び “What’s new” からご覧いただけます。

アイスランド特許庁による PCT-SAFE 出願の受理停止

受理官庁としてのアイスランド特許庁は、2018年5月1日から、PCT-SAFE を利用して電子形式で提出される国際出願を受理しないことを国際事務局へ通知しました。当該官庁は、ePCT 出願及び EPO オンライン出願を利用して電子形式で提出される国際出願については引き続き受理します。

PCT 最新情報

BE: ベルギー（インターネットアドレス、国の安全に関する規定）

CA: カナダ（国内段階移行のために要求される翻訳文の内容、国際出願の写しの提出、国内段階移行の特別な要件）

CN: 中華人民共和国（手数料）

EP: 欧州特許庁（手数料、国際調査のために受理する言語）

GB: 英国（手数料）

KR: 大韓民国（電子形式によるヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表のための電子媒体の種類）

NL: オランダ（電話番号）

NO: ノルウェー（官庁の名称、あて名）

SG: シンガポール（手数料）

TT: トリニダード・トバゴ（管轄国際調査及び予備審査機関）

US: アメリカ合衆国（ファックス番号）

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料（オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、日本国特許庁、中華人民共和国国家知識産権局）

実務アドバイス

PCT Newsletter 2018年3月号の実務アドバイスにおける誤植

“手数料の支払方法” の欄で提供された PCT eServices（電子サービス）サポートページの正しいインターネットアドレスは、以下になりますのでご注意ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/support.html>

特許による保護の代わりに実用新案による保護を求めること

Q: PCT 出願を提出しました。多くの国で当方の発明が保護されるようにしたいのですが、費用を最小限に抑えたいとも思っています。PCT 出願で“実用新案”による保護を請求することができ、この形式の保護の方が特許による保護よりも安く取得できると聞きました。特許の取得と比べてこの種類の保護のメリット及び/又はデメリットは何でしょうか？

A: 実用新案は、一定の限られた期間、権利者の承諾無しに他者が保護された発明を商業的に使用することを防ぐための独占権を付与することを通して、新しい技術的発明を保護します。この点において、実用新案は特許に似ていますが、以下に述べるようにいくつかの重要な相違点があります。実用新案を通しての発明の保護は特定の国でのみ可能です。いくつかの国では実用新案と同様の権利を提供しており、それらの権利は“小特許”、“イノベティブ特許”、“短期特許”、“実用イノベーション”若しくは“イノベーション特許”と呼ばれます。しかしながら、今回の“実務アドバイス”では、“実用新案”の用語は実用新案及びその他の同様の権利の両方を含むものとして使用いたします。

実用新案を取得するための公的な手数料は通常、特許を取得する手数料よりも低いです。大半の国では登録前の実用新案出願の実体審査が存在しないため、登録前の審査手数料の支払いはありません。また登録の手続きは、特許の取得よりも簡素で早く、平均で6ヶ月を要します。実用新案の保護期間中の維持又は更新手数料の支払いは必要ですが、これらの手数料も通常、特許の手数料より低いです。

特許と比べると、実用新案を通しての保護の取得及び維持は安い場合があり、登録の手続きはより簡素で早く進捗しますが、技術的発明の保護方法を決定する際に考慮する必要がある、実用新案と特許のその他の相違点を認識しておくべきです。

- 実用新案による保護を取得する際の要件は通常、特許ほど厳しくありません。“新規性”の要件は常に充足する必要がありますが、実用新案の場合、当該要件は国内レベルでのみ適用される可能性があります。さらに、“進歩性”(若しくは“非自明性”)の要件は、実用新案の場合、かなり条件が低いか若しくは全く存在しない場合があります。そのため実用新案による保護は、むしろ、特許性の基準を満たさない可能性がある、漸進的な性質をもつイノベーションに対して可能性があります。
- 実用新案の保護期間は特許よりも短く、国によって異なります(通常は延長若しくは更新の可能性無しで7年から10年の間ですが、10年以上認める官庁も若干あります)。
- いくつかの国では、特許と同じ技術分野で実用新案を申請できますが、その他の国では、特定の技術分野及び/又は機器や装置のような製品に関してのみ実用新案による保護を取得でき、方法や化学物質に関しては取得できません。実際、実用新案の対象となる主題は国によって大きく異なりますので、ある特定の指定(若しくは選択)国において実用新案による保護の請求を検討している場合には、どのような種類の主題が対象となるのかを当該国の現地代理人に確認することをお勧めいたします。

このような保護を提供する様々な国々における実用新案に関する法律の詳細は、以下のリンク先の“IP legislation”からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/wipolex/en/>

結論として、実用新案による保護は取得と維持にかかる費用が安く、実用新案を取得するための要件はさほど厳しくありません。また、登録手続きは実体審査がなく、通常、より簡素で早く進捗します。しかしながら、これは、実用新案による保護が全ての場合において特許による保護よりも望ましい選択肢であるという意味ではありません。実体審査の欠如は、登録された実用新案の有効性に関して法的安定性が低いことを意味するという認識をすべきです。加えて、その発明が長期間にわたり市場において

関係すると予想される場合には、実用新案による保護では十分な保護を与えられない可能性があります。したがって、発明を保護する最善策を判断するためには、特定の国における実用新案制度及び特許制度の具体的な内容を、事例ごとに注意深く検討する必要があります。

多くの場合、実用新案による保護と特許による保護は必ずしも代替手段ではなく、実用新案による保護が特許による保護の補完として利用される場合があります。これは、特許の付与を待つ間に実用新案による保護を迅速に取得し得るためです。さらに、いくつかの国では、実用新案出願（若しくは実用新案）を特許出願（若しくは特許）へ変更すること、又はその逆も可能です。

実用新案に関する詳細については、よくある質問を含む有用な情報が以下のWIPOウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.wipo.int/patents/en/topics/utility_models.html

次号のPCT Newsletter (2018年5月号) では、実用新案による保護を提供するPCT官庁に関する情報や、国際出願に関してそのような保護を請求する方法について詳述いたします。

日本語 PCT セミナー等のご案内 (※無料)

1. PCT ウェビナー (オンラインセミナー)

- ・ePCT 入門編 (2018年5月8日 (火) 16:30 – 17:30 (日本時間))
- ・ePCT 応用編 (2018年5月15日 (火) 16:30 – 17:30 (日本時間))

詳細及び参加登録: <http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

2. WIPO 日本事務所主催 PCT セミナー

日時: 2018年5月28日 (月) 13:30~16:20 (日本時間)

場所: 国連大学 5階エリザベス・ローズ・ホール (東京都渋谷区神宮前 5-53-70)

詳細及び参加登録: <https://wipo-jp.seminar-event.info/event/detail.html?id=19>

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2018年5月号 | No. 05/2018

PCT ニュースレター (日本語抄訳) は、PCT NEWSLETTER (英語版) (www.wipo.int/pct/en/newslett) の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER (英語版) に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT 最新情報

EP: 欧州特許庁 (手数料)

IS: アイスランド (手数料)

KR: 大韓民国 (代理人に関する要件)

MK: マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 (所在地とあて名、電話番号、電子メールアドレス)

SE: スウェーデン (手数料)

TR: トルコ (手数料)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (カナダ知的所有権庁 (誤植)、国立工業所有権機関 (ブラジル)、中華人民共和国国家知識産権局)

米国特許商標庁: 2018年3月2日及び21日の休業

米国特許商標庁は、2018年3月2日 (金) 及び21日 (水) に、悪天候のため休業いたしました。

その結果、PCT 規則80.5に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたった場合、その期限は延長され、次の就業日であるそれぞれ2018年3月5日 (月) 及び3月22日 (木) に満了となりました。

詳細は、USPTO の下記ウェブサイトに掲載された通知をご覧ください。

<https://www.uspto.gov/patent/laws-and-regulations/patent-related-notices/patent-related-notices-2018>

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 作業部会の作業文書

2018年6月18日から22日までジュネーブで開催される第11回 PCT 作業部会のために作成された作業文書を、以下のリンク先からご覧頂けます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=46429

PATENTSCOPE 検索システム

インドの国内コレクション

インドの国内特許コレクションが、以下のリンク先の PATENTSCOPE 検索システムでご利用いただけるようになりました。

<http://patentscope.wipo.int/search/ja/advancedSearch.jsf>

(“ヘルプ” タブから “データ収録範囲” をご参照ください)

当該コレクションとして、現在470,000件以上の文献が収録されています。これにより52の国内又は広域官庁のデータが PATENTSCOPE で利用可能となっております。

PCT に関する記事

今年の世界知的所有権の日¹のキャンペーンである、“変化をもたらす原動力：イノベーションとクリエイティビティの分野で活躍する女性”のテーマに沿って、最新号のWIPO マガジン（2018年第2号）では、日々私たちの世界に変化をもたらす原動力となっている多くの注目すべき女性たちの中からほんの一部を取り上げ、その見解や経験を紹介しております。

醸造から生物製剤へ：バイオコンの Kiran Mazumdar-Shaw 氏がグローバルヘルスを変革する

Mazumdar-Shaw 氏は、インド最大で、イノベーション主導の完全な総合バイオ医薬品企業であるバイオコンの代表取締役です。彼女は、数十億ドル規模のグローバルヘルスケアビジネスを築き上げるのに必要なことや知的財産が果たす役割について述べています。“知的財産はイノベーションを市場に効果的にもたらす上で、また価値創造をもたらす上で重要な役割を果たします。PCT は、一つの国際特許出願を通じて、バイオコンのようなイノベーション主導の企業が150以上の国において特許による保護を求めることを可能にします。それ自体がコスト効率の高い選択肢です。また各国へ出願する費用を18ヶ月先延ばしできるため、対象となる市場の特許戦略や商業化戦略を練るためのさらなる時間を提供してくれます。”と Mazumdar-Shaw 氏は説明します。

子供の摂食を容易に

英国人の発明家であり起業家でもある Mandy haberman 氏は、自身の企業の成功において知的財産権が果たす重要な役割について説明しています。PCT は国際市場において製品の保護を求める企業にとって有用な選択肢であると彼女は言及します。子供のための漏れないトレーナーカップである、Anywayup®カップの知的財産戦略を練る際、“英国だけでなく、複数の国で安定した特許権が必要だと認識していたので、対象としている市場での特許出願のために特許協力条約（PCT）の利用を選択しました。これは非常にうまくいき、私自身のブランドから製品を販売することに加えて、ライセンスを通して知的財産の有効活用もできました。”と彼女は述べています。

女性と国際特許制度：心強い傾向

当該記事では、女性発明家による PCT の利用における傾向を分析しており、“特許とジェンダーに関する WIPO のデータは、世界中の全ての地域において、特許庁に最初に提出された出願に少なくとも一人の女性発明者の名前が含まれている PCT 出願の割合の増加が見られるという心強い傾向を明らかにしている”としています。これまで大きな進展はありましたが、現在の伸び率では国際

¹ 毎年4月26日に記念されています。

特許制度の利用における男女平等は2070年まで実現されない可能性が高いため、さらなる進展が必要であることをデータは示しています。

WIPO マガジンは以下のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html

また2018年第2号(2018年4月)は以下のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/pdf/2018/wipo_pub_121_2018_02.pdf

実務アドバイス

どの指定官庁が実用新案による保護を提供するかを知る方法と、国際出願に関してそのような保護を請求する方法

Q: まもなく国際出願を提出する予定でおり、実用新案による保護の取得を希望しています。どの指定官庁がそのような保護を提供しているのかを知る方法を教えてください。また当方の出願がそれらの国々において実用新案出願として取り扱われるにはどのように請求すればよいのでしょうか？

A: 先月号の“実務アドバイス”(PCT Newsletter 2018年4月号)で掲載されました実用新案による保護のメリットとデメリットについての説明を思い起こしてください。実用新案による保護は85²のPCT締約国で利用可能です。それらは、特定の国内官庁により付与される国内の実用新案として、若しくはアフリカ広域知的所有権機関(ARIPO)又はアフリカ知的所有権機関(OAPI)により付与される実用新案としての保護です。いくつかの官庁は特許に代わる代替手段としてのみ実用新案による保護を提供しますが、多くの官庁では特許による保護に加えて、出願人に実用新案による保護を請求することを許容しています。これは特許の付与を待つ間に実用新案による保護を取得したい場合に有用になり得ます。実用新案による保護を取得可能なPCT締約国に関する情報は、以下のリンク先から、“Types of Protection Available via the PCT in PCT Contracting States”の表をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/typesprotection.pdf>

実用新案による保護の請求に関して、PCT願書様式(様式PCT/RO/101)の提出は、PCT規則4.9(a)に基づき、**全ての種類の保護の付与のために**(また、該当する場合には、広域特許及び国内特許の両方の付与のために)、国際出願日にPCTに拘束される全ての締約国を指定することを構成します。これは、特許の代わりに(若しくは、該当する場合には、特許に加えて)実用新案による保護(若しくは他の取得可能な代替手段による保護³)の請求を希望する場合には、国際段階の期間中はいずれの行為も行う必要がないことを意味します。実際、国際段階の期間中に特定の種類の保護を請求するための規定はありません(しかし、特定の国の指定に関する限り特定の種類の保護を取り下げることが可能です)。なお、出願が追加特許、追加証、追加発明者証若しくは追加実用証(PCT規則4.11(a)(i))、若しくは先の出願の継続出願若しくは一部継続出願(PCT規則4.11(a)(ii))として取り扱われることを希望する場合の状況と混同されませんようご注意ください。これらの場合には、願書にはその旨の記載が求められることがあります。

² この数は特に“実用新案”のみに関するもので、他の同様の種類の保護を付与する官庁は含みません。

³ 今回の“実務アドバイス”では、“実用新案”の用語は“小特許”、“イノベティブ特許”、“短期特許”、“実用イノベーション”及び“イノベーション特許”のような他の同様の権利と一般的に互換性のあるものとして使用しています。

PCT第43条⁴が適用される指定（又は選択）国において、特許の付与を求める出願ではなく、実用新案の付与を求める出願として国際出願が取り扱われることを希望する場合、若しくはPCT第44条に従い、二種類以上の保護を求める（これが可能な範囲で）出願として国際出願が取り扱われることを希望する場合、通常は国内（又は広域）段階へ移行するためにPCT第22（又は39）条に規定する必要な行為を行う時に、当該官庁に対し貴殿の選択する保護を表示すべきです（PCT規則49の2.1(a) 参照）。しかしながら、当該行為を行う必要がある時期は適用される国内法令によって異なる場合があります。いくつかの指定（又は選択）官庁は貴殿の選択する保護を後から表示することを許容しています（PCT規則49の2.2(b)）。二種類以上の保護を求める場合には、主として求める保護の種類を表示することも求められることがある点にご留意ください（PCT規則49の2.1(b) 参照）。

PCT第22条に規定する行為を行う時に、実用新案による保護の申請を希望する旨を明示的に表示しない場合には、指定官庁は特許を求める出願として取り扱うでしょう。しかしながら、そのような明示的な表示をしない場合であっても、出願人により支払われる国内手数料が実用新案を求める国内手数料に相当する場合には、当該手数料の支払いは国際出願が実用新案を求める出願として取り扱われることを希望する旨の表示とみなされ、指定官庁はその旨を通知するでしょう（PCT規則49の2.1(e)）。

いくつかの官庁は、実用新案を求める出願に関して、国内段階への移行を請求するために使用される特定の様式を有している点にご留意ください。そのような様式を使用することをお勧めいたしますが、PCT規則49.4に規定するように、その使用は義務ではなく、出願人はPCT第22条に規定する行為を行う時に国内様式を使用することを要求されません。

一の特定の種類の保護を請求する場合であっても、多くの官庁はその後、一の種類保護を他の種類の保護へ変更することを許容するでしょう（PCT規則49の2.2(b) 参照）（例えば、実用新案出願（又は実用新案）から特許出願（又は特許）への変更、若しくはその逆）。これはしかしながら、特別手数料の支払い対象になる場合があります。当該変更は通常、出願人によって行われますが、いくつかの官庁は該当する場合、職権により出願を変更することがあります。

異なる種類の保護の請求に関する指定官庁の特定の要件について、また一の種類保護を他の種類の保護へ変更することについての詳細は、PCT出願人の手引の関連する国内編をご参照ください。以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ja/appguide/>

⁴ PCT第43条は、国内法令がそのような保護を定めている国において、国際出願が特定の種類の保護の付与を求めることを出願人が表示できることを規定しています。

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2018年6月号 | No. 06/2018

PCT ニュースレター (日本語抄訳) は、PCT NEWSLETTER (英語版) (www.wipo.int/pct/en/newslett) の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER (英語版) に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT 運用 40 周年記念

2018年1月24日は、PCT 第 I 章の発効から40周年の記念日でした (*PCT Newsletter* 2018年2月号参照)。PCT の発効からわずか4ヶ月の1978年6月1日に PCT の運用が開始され、PCT 出願と国際予備審査請求書の提出が可能になりました。2018年6月1日には、WIPO 本部にて記念式典が行われ、WIPO 事務局長であるフランシス・ガリ氏が国際特許制度の40周年を祝しました。その中でガリ氏は、PCT は国際協力の素晴らしい成功例であるとし、PCT の効率的な運用を実現している事務局の職員に謝意を述べました。彼のスピーチの一部 (短い3分間の動画) を、以下のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ja/40years/index.html>

運用を開始して以来、PCT は著しい成長を遂げています。発効から最初の6ヶ月間では、当該制度の下わずか459件の国際特許出願が提出されただけでした。その26年後 (2004年後半) には100万件目の出願がされ、およそ13年後 (2017年2月) には300万件目の PCT 出願が公開されました。WIPO の PATENTSCOPE データベースでは、毎週平均して約5,000件の PCT 出願が公開されており、これまで PCT 制度を通して出願された340万件の国際特許出願が収録されています。

過去40年間、(世界的な経済危機の高まりにあった2009年の) わずか一度の例外を除き、PCT 出願件数は毎年着実に伸びています。2017年は243,500件の PCT 出願件数を記録し、2016年の出願件数に対し4.5%の増加を示しました。

当該制度の開始以来、米国に拠点を置く出願人が毎年最多の PCT 出願を出願しており、2017年だけで約57,000件の出願がありました。しかし2000年代初頭からは、アジア諸国での PCT の利用において著しい増加が見られ、特に中国からの出願人による利用において大きな成長が見られます。2003年以降、中国は10%以上の PCT 年間成長率を示しており、2017年には当該制度の2番目のユーザになりました。

PCT の加盟数に関しては、1991年には50の締約国であったものが1999年には100に増え、今日では152に上ります。これは世界の大多数の国が PCT 制度の一部であることを意味します。

過去40年間において、PCT は以下に挙げるその他の多くの重要な変化を経験してきました。

- 紙形式による出願と処理から電子形式による出願と処理への移行
- 公開言語数の5言語から10言語への増加
- 国際機関数の5機関から23機関への増加
- 1995年には10万件以下だった国内段階移行件数が2017年には61万5000件へと増加

PCT 規則及び規則に附属する手数料表の改正

2017年10月2日から11日までジュネーブで開催された第49回会合にて、PCT 同盟総会は2018年7月1日に発効する PCT 規則改正を採択しました。

改正内容は以下のとおりです。

- PCT 規則4.1(b)(ii)及び41.2(b): PCT 総会の第47回会合（2015年10月開催）及び第48回会合（2016年10月開催）にてそれぞれ採択された規則12の2及び23の2の改正の結果として、参照番号が修正されました。詳細は、文書 PCT/WG/10/5をご参照ください。
(http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/10)
- PCT手数料表: 手数料表の項目5における90%の手数料減額は、減額の適格性を有しない者又は企業に代わって国際出願を提出する者ではなく、自らの権利として国際出願を提出する者のみを対象としていることが明確化されました。詳細は、文書 PCT/WG/10/8をご参照ください。
(http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/10)

また、これらの改正を説明するパワーポイントプレゼンテーションのご利用に関する情報については、以下の“PCT 関連資料の最新/更新情報”をご覧ください。

2018年7月1日に発効する修正された PCT 規則と手数料表の全文は、以下のリンク先ページの右側から、それぞれアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語でご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html> (アラビア語)

<http://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html> (中国語)

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html> (英語及びイタリア語)

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html> (仏語)

<http://www.wipo.int/pct/de/texts/index.html> (独語)

<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html> (ポルトガル語)

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html> (ロシア語)

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html> (スペイン語)

ePCT 最新情報

ePCT システムの最新版 (バージョン4.3) が2018年5月23日に導入されました。新機能のいくつかを以下にご紹介いたします。

出願人のための ePCT

ePCT 出願は以下の新機能を含みます。

- 外部の署名: 多くのユーザからの要請を受けて導入された当該新機能では、署名権者がePCTシステム¹へアクセスする必要なしに、ePCTで保管された作成中の書類に署名することを許可します。詳細は、以下のリンク先をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=609>

- アクセス権管理のさらなる改善: アクセス権を編集する時に、個人のeHandshakeユーザに加えて、全ての既存のアクセス権を書き換えるか又は追加のアクセス権のグループとして、既存のアクセス権のグループを追加することが可能になりました。
- 番地要素なしでの住所の記載: アドレス帳を含め、ePCT上で住所を記入する時に、番地が適用されない旨(以前は、番地は住所の必須要素でした)を記載することが可能になりました。
- ePCTを利用して作成されるPCT規則4.17(i)に基づく申立て: 1度の作業で複数の発明者を選択することが可能になりました。さらに、願書様式の言語が英語への音訳が必要な言語である場合には(つまり、アラビア語、中国語、日本語、韓国語及びロシア語)、規則4.17(i)に基づく申立ても音訳が表示されます(当該機能は今後、他の申立てへ拡張される可能性があります)。
- ePCTへアップロードするためのPDFファイルを作成する際のヒント: チュートリアルビデオのリンク先へのショートカット("サポートページ"でご利用可能)がePCT出願の"書類"欄に追加されました。
- 新しい書類の種類: "IPEAの見解書への公式な応答"という書類が、IPEAへアップロードするための書類の一覧に追加されました。

関連するスクリーンショットや当該最新版に含まれるその他の変更に関する情報を含む、上述の変更についての詳細は、以下のリンク先からPCT電子サービスサポートページの"What's new in ePCT for applicants?"をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/support.html>

受理官庁、指定官庁及び国際機関のためのePCT

ePCTバージョン4.3は、いくつかの官庁向けの新機能とユーザである官庁からの意見に基づいた改善機能を含みます。当該バージョンは以下の新機能を含みます。

- 国際出願及び関連する作業の官庁の審査官への割当て
- 調査及び審査報告のアクション機能への標準化項目と引用文献の検索機能の組み込み
- PCT-SAFE又はその他の附属書Fに準拠したシステムを介して電子的に提出された新規国際出願のePCTへのインポート
- 5大特許庁のための協働調査及び審査機能に対する重要な改善

官庁向けのePCTシステムのこれらの機能に関する詳細は、以下のリンク先から"関連機関・官庁向けのePCTサービス"のPCTウェブページをご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/ja/epct/epct_office_guideline.html

¹ 米国特許商標庁へ出願する場合には、ePCT機能における添付書類は許可されていないため、イメージ署名に関しては制約があります。そのため、受理官庁としての米国特許商標庁へ提出される国際出願には当該機能をご利用いただけないことにご留意ください。

出願人のための及び官庁のための ePCT の新機能に関するご質問は、PCT 電子サービスのヘルプデスクへもお問い合わせいただけます。

電子メール: pct.eservices@wipo.int

電話番号: (+41-22) 338 9523

又は “contact us” リンクを介してご連絡ください。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスをご利用いただくためには、先の出願が提出された官庁が DAS の提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS の提供庁である必要はありません。

国立工業所有権機関 (ブラジル) とデンマーク特許商標庁

2017年12月1日から DAS の提供庁として運用している国立工業所有権機関 (ブラジル) と、2011年11月1日から DAS の提供庁として運用しているデンマーク特許商標庁は、それぞれ2018年4月1日と2018年6月1日から、DAS の取得庁としての運用も開始したことを IB に通知しました。

詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#BR>

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#DK>

DAS 参加庁の一覧は、以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html

中国で付与された特許のカンボジアでの登録

“中華人民共和国国家知識産権局 (SIPO) とカンボジア王国産業工芸省 (MIH) の間で交わされた中華人民共和国で付与された特許のカンボジア王国での登録に関する覚書” が、2018年3月29日に署名されたのを受けて、中国で付与された特許 (PCT 出願をもとに付与された特許を含む) の権利者がそれらの特許をカンボジアで登録することが可能になりました。

当該取決めにに基づき、中国で付与された特許をカンボジアで登録する前に、MIH は実体的なレビューを実施することなく必要な出願書類を確認するでしょう。カンボジアで登録された中国の特許は、2003年1月22日に発効し、その後2017年11月22日付けで改正された特許、実用新案証及び意匠に関するカンボジアの法律のもと付与された特許と同一に扱われます。また、カンボジアでの保護は中国で保護されるのと同期間、維持されます。当該取決めは、特許が有効であることを前提に、2003年1月22日以降に出願され中国で付与された特許をカンボジアで登録できるよう遡及効を有しています。

なお、上記は実用新案若しくは意匠には適用されない点についてご注意ください。

詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

http://www.mih.gov.kh/File/UploadedFiles/4_18_2018_23_29_19.pdf

<http://english.sipo.gov.cn/news/officialinformation/1122884.htm>

中国で付与された特許をカンボジアで登録する時に使用される願書様式は、以下のリンク先からご利用いただけます。

http://www.mih.gov.kh/File/UploadedFiles/4_19_2018_0_15_46.pdf

7月と8月の合併号

次回の PCT Newsletter は7月と8月の合併号となり8月に発行予定です。今月号と7-8月号が発行されるまでの間に、PCT ユーザにお伝えすべき重要なお知らせがある場合は、PCT 電子メール更新サービスにてご案内します。新たに PCT Newsletter が掲載される際や、臨時のお知らせを行う際に PCT ユーザにその旨をご案内するこのサービスをまだご利用されていないようでしたら、以下の電子メールプラットフォームにて無料で購読手続きいただけます。

https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct_newsletter

7-8月号が発行される前に、PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合は、それぞれ下記のリンク先にて更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

PCT 公開スケジュールの変更

2018年9月7日の公開

2018年9月6日(木)はWIPOの閉庁日に当たる為、通常その日に公開されるPCT出願(公示(PCT公報)も同様)は2018年9月7日(金)に公開されます。しかし、PCT出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は2018年8月21日(火)の24時(中央ヨーロッパ時間(CET))までに国際事務局に受理される必要があります。

国際出願の電子出願及び処理

スウェーデン特許登録庁による PCT-SAFE 出願の受理停止

受理官庁としてのスウェーデン特許登録庁は2018年8月1日から、PCT-SAFE を利用しての電子形式による国際出願の受理を停止する旨を国際事務局へ通知しました。当該官庁は、ePCT 出願と EPO オンライン出願を利用しての電子形式による国際出願は引き続き受理します。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (SE) が更新されました。)

WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー

上級者向け PCT セミナーが2018年9月17、18日にジュネーブのWIPO本部にて開催されます。当該セミナーは特許及び技術部門の経験豊富なスタッフにより実施され、出願、調査及び審査、ePCT、国内段階移行、最近の及び今後の進展に関するセッションを含む予定です。当該セミナーは特許管理者、パラリーガル(事務所員)及びPCT制度に既に精通しているユーザを対象としております。

オンライン登録の詳細やさらなる情報へのリンク先は、まもなく PCT セミナーカレンダーにて提供されます。

PCT 最新情報

AE: アラブ首長国連邦 (官庁の名称、所在地とあて名、電子メールアドレス)

AU: オーストラリア (電話番号、要求される翻訳文の内容)

CO: コロンビア (手数料)

ES: スペイン (国際公開後の仮保護)

MX: メキシコ (手数料)

PL: ポーランド (代理人に関する要件、国内段階移行の特別な要件)

SE: スウェーデン (電子形式による国際出願の提出)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (オーストラリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、北欧特許機構、中華人民共和国国家知識産権局、スウェーデン特許登録庁)

PCT 関連資料の最新/更新情報

パワーポイントプレゼンテーション

2018年7月1日に発効するPCT規則改正を説明するパワーポイントプレゼンテーションが、それぞれ中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語及びスペイン語で以下のリンク先からご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/rule_changes_archive.html (中国語)

http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html (英語)

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/rule_changes_archive.html (仏語)

http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/rule_changes_archive.html (独語)

http://www.wipo.int/pct/ja/texts/ppt/rule_changes_archive.html (日本語)

<http://www.wipo.int/pct/ko/texts/ppt/2018changes.pptx> (韓国語)

http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/rule_changes_archive.html (スペイン語)

セミナー資料

PCT 手続のあらゆる面をカバーするセミナー資料が、2018年7月1日に発効するPCT規則改正を反映し英語、日本語及びスペイン語にて更新されました。それぞれ下記のリンク先にて掲載されております。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf (英語)

http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic_1/document.pdf (日本語)

http://www.wipo.int/pct/es/seminar/basic_1/document.pdf (スペイン語)

その他の言語はまもなく掲載されます。

欧州特許庁: 手数料の支払方法に関する追加のお知らせ

欧州特許庁 (EPO) への手数料の支払い方法の変更に関して、PCT Newsletter 2017年12月号に掲載されたお知らせに加えて以下をお知らせします。これは、EPOへ引落としての請求により支払いをする出願人に関連します。

2017年11月1日から、EPO で保有する預金口座からの引落としに関する引落としの請求は、電子処理可能な形式で送付される必要があります（2017年 EPO 官報の補足文書5、預金口座の手配（Arrangements for deposit accounts (ADAs)）とその附属書参照：

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2017/etc/se5.html>）。

国際出願が提出される方法（つまり、電子的な出願か又は紙形式での出願か）にかかわらず、出願人が預金口座の引落としによる手数料の支払いを希望する場合、引落としの請求は常に以下の方法の一つを利用して電子的に提出される必要があることを意味します。

- PCT 手数料計算及び支払機能を利用している EPO オンライン出願ソフトウェア、PCT-SAFE、CMS 又は ePCT、若しくは
- EPO オンラインサービスにおけるオンライン手数料支払 (OFP)

これらの新たな要件は、自動引落とし請求の提出に関しても適用します。

そのため、出願が提出された方法にかかわらず、引落とし請求が紙形式、ファックス、ウェブ形式の出願サービスを介して又は PDF の添付書類のように異なる形式を利用して提出される場合には、当該請求は無効となり、実行されません。また WIPO で保有する預金口座の引落としによる EPO への PCT 手数料の支払いはできないことにご留意ください。

ADAs の改訂に関する詳細は、以下のリンク先から、預金口座の手配とそれらの附属書の改訂に関する、2017年9月27日付けの EPO からの通知をご参照ください。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2017/etc/se5/p2/2017-se5-p2.pdf>

WIPO 翻訳

韓国知的所有権庁、WIPO 翻訳を自庁の特許出願及び審査処理へと統合した初めての特許庁に

韓国知的所有権庁 (KIPO) と WIPO は、KIPO が自庁の特許出願及び審査処理への WIPO 翻訳の統合を開始する旨の覚書に署名しました。PCT 官庁としては初めての試みです。

WIPO 翻訳は、極めて技術的な特許文献を、一般的な使用により近い様式、構文で第2言語へ翻訳する、最先端のニューラル機械翻訳技術を使用しています。これは、過去の技術で開発された特許翻訳ツールや人工知能を同様に利用する他のウェブベースの製品をはるかに凌ぐものです。当該新技術は PCT の公式言語（アラビア語、中国語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語）の全ての特許文献を英語に、また、英語からそれらの言語のいずれかに翻訳します。

WIPO 翻訳は、膨大な特許文章を用いて専門的に教育されており、発明の特徴点に応じて翻訳する“分野－認識－技術”を含みます。本ツールは、国際特許分類を基にした32の技術分野を組み込んでおります。当該システムが翻訳プロセスにおいて不明確な表現を除外することを可能にします。当該技術は、特定の文章を翻訳する際、特定の技術分野を考慮することにより、より正確な翻訳を可能にします。これは特許翻訳の世界において唯一の技術です。

詳細は、以下のリンク先から、プレスリリースをご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2018/article_0004.html

実務アドバイス

ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列リストを正しい形式で国際調査機関へ提出しない場合の帰結

Q: イメージファイルとしての配列リストを含む国際出願を提出する予定ですが、国際調査のためには、配列リストはテキストファイルとして電子形式で提出される必要があることに気づきました。出願時にテキストファイルとして配列リストを提出できい場合、出願後にその提出を求められるでしょうか？求められるのであれば、この提出のために特別な手数料を支払う必要はあるのでしょうか？

A: 運用中の22の各国際調査機関 (ISA) は、配列リストが国際調査の目的で考慮されるようにするためには、電子形式 (テキストファイルとして) による配列リストの提出を出願人に求めます。さらに具体的にいうと、PCTに基づく実施細則の附属書C (“PCTに基づく国際特許出願におけるヌクレオチド及びアミノ酸配列表の表記に関する標準”)² (以下、“附属書C”) に定める基準に従う必要があります。附属書CはWIPO標準ST.25 (“特許出願におけるヌクレオチド及びアミノ酸配列表の表記に関する標準”)³ においても推奨されています。さらに配列リストは、関連するISAが認める電子媒体で送達される必要があります。

国際出願が必要な要件を満たしていない配列リストを含む場合、例えば紙形式でのみの提出若しくはイメージファイルとしてのみ (例えば、PDF形式) の提出の場合、又は附属書Cに従っていないテキストファイルとして提出された場合には、ISAは、ある一定の期間内に、国際調査のために必要な基準に従う配列リストの提出を [様式 PCT/ISA/225 (“ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列リストの提出の求め、及び該当する場合には遅延提出手数料の支払いの求め”) を利用して] 求めるでしょう。また当該求めは、PCT規則13の3.1(c) に従い、ISAへの遅延提出手数料の支払いを要求する場合があります、その額はISAが定めるものとしていますが、国際出願手数料の額の25%を超えてはなりません。22のISAのうち、現在そのような遅延提出手数料を課しているISAは12あります。

- 国立工業所有権機関 (ブラジル)
- 中華人民共和国国家知識産権局
- エジプト特許庁
- 欧州特許庁 (EPO)
- フィンランド特許登録庁 (PRH)
- イスラエル特許庁
- インド特許庁
- 韓国知的所有権庁
- 連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)
- トルコ特許商標庁 (Turkpatent)
- 米国特許商標庁 (USPTO)
- ヴィシエグラード特許機構 (VPI)

² 参照: <http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai.pdf>

³ 参照: <http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai.pdf> and <http://www.wipo.int/standards/en/pdf/03-25-01.pdf>

上述の様式では、PCT 規則 13 の 3.1(a) に基づき提出された附属書 C のテキストファイルに含まれる情報が、提出された国際出願の一部を構成する配列リストと同一であることを確認する陳述を提出することも求めます。

指定された期間内に求めに従わない場合、例えば求めに対する応答として後から提出された配列リストが必要な基準に従っていない場合には、PCT 規則 13 の 3.1(d)に従い、ISA は配列リストなしで有意義な調査を行うことができる範囲においてのみ国際出願の調査を行うことを要求されるため、国際調査は制限され得るでしょう。これは審査官が特定の配列を対象にした請求の範囲を調査しない可能性があることを意味します。

後から提出された配列リストが必要な基準に従っている場合であっても、上述の ISA の一つにより遅延手数料が要求されており、指定された期間内に当該手数料を支払わない場合には、求めに応じて提出された配列リストが考慮されない可能性があります。

それぞれの ISA が要求する電子媒体の種類に関する情報や、どの ISA が PCT 規則 13 の 3.1(c) に従い、遅延提出手数料の支払いを課すのかを知るための情報、また当該手数料の適用額についての情報は、PCT 出願人の手引 附属書 D の関連部分をご参照ください。

国際出願の一部を構成する配列リストは、国際出願の他の部分と同時（又は少なくとも同日）に提出される必要があることにご留意ください。また国際出願の提出時に配列リストが附属書 C のテキストファイルとして提出される場合は常に、その提出されるテキストファイルが国際出願の開示と調査目的の両方に使用されるため、PCT 規則 13 の 3 に基づく目的のためテキストファイルの別のコピーを提出する必要はないことにもご留意ください。

明細書の配列リストの部分は、ISA にとって正しい形式の配列リストであるように、国際出願の提出時に附属書 C のテキストファイルとして提出するよう出願人に強くお勧めいたします。こうすることで ISA に対する必要な遅延手数料の支払いを回避できるだけでなく、30 枚を超えた場合に支払う手数料のために国際出願のページ/用紙の全枚数を計算する場合にもテキスト形式による明細書の配列リストの部分は考慮されないで済むでしょう。国際出願と共に配列リストを提出する時には、願書様式において国際出願の一部として記載されるべきです。この作業を実行する場合の方法は、出願方法によって異なります。例えば以下のとおりです。

- ePCT を利用して出願する場合には、配列リストは附属書 C のテキスト形式である必要があります（PDF 形式は許可されていません）、"国際調査" の欄に添付されるべきです。"国際調査のために電子形式の配列表を添付する" の欄をチェックし、"国際出願の一部を構成する書類として提出" を選択すべきです。
- PCT-SAFE を利用して提出する場合には、最初に生物のタブから "明細書は配列表を含む" の欄をチェックし、附属書 C のテキストファイルをアップロードする時に内容のタブから、"明細書の一部として提出する" の欄をチェックすべきです。
- EFS-Web を介して受理官庁としての米国特許商標庁へ出願する時に、PDF での願書様式を利用して電子的に出願する場合には、様式 PCT/RO/101 の第 IX 欄の項目 (g) の関連する欄をチェックすべきです。

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2018年7-8月号 | No. 7-8/2018

PCT ニュースレター（日本語抄訳）は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT 作業部会

第11回 PCT 作業部会が2018年6月18日から22日までジュネーブで開催されました。議論された主な議題のいくつかを以下に要約します。

合意された PCT 規則の修正

本作業部会は2018年9/10月のPCT同盟総会での採択のために、PCT規則69.1(a)の改正提案を提出することに合意しました。当該提案は、国際予備審査の開始をPCT規則54の2.1(a)に定められる期間の満了までに延期することを出願人が明示的に請求しない限り、国際予備審査機関は、特定の要件が充足された時に国際予備審査を開始することができます（文書PCT/WG/11/20参照）¹。基本的に、当該提案は既存の審査開始時期の立場を単純に逆にするものであり、国際予備審査請求の請求期間が満了するまで待つ代わりに、出願人が明示的に延期の請求をしない限りは審査を即時に開始することになります。

電子サービス

本作業部会は、PCT 第三者情報提供制度を利用して提出されるデータの利用促進や利用可能性の改善に関するさらなる作業を承認しました（文書 PCT/WG/11/11 及び文書 PCT/WG/11/26 のパラグラフ 25 参照）。PCT 第三者情報提供制度は、これまで5年間にわたり実施されています。

本作業部会は、国際段階の書類やデータをさらに効率的に利用して国内段階移行をサポートするため、システムの開発要件や提案を目的として、国際事務局（IB）は指定官庁と他の関心のある機関と共に作業を行うよう求めました（文書 PCT/WG/11/25 及び文書 PCT/WG/11/26 のパラグラフ 29 参照）。

本作業部会は ePCT の開発優先事項を示す文書に留意しました（文書 PCT/WG/11/9 参照）。

本作業部会は、（PCT 規則 95.1 に基づき要求される）指定官庁から IB への PCT 国内段階移行情報の通知において大幅な改善があったことに留意し、送信されるデータの完全性やクオリティを改善するための官庁に対する勧告を支持しました（文書 PCT/WG/11/10 参照）。

PCT 手数料

本作業部会は、大学に一定の限度まで手数料の減額を提供する提案について議論し（文書 PCT/WG/11/18 Rev.（英語修正版）及び 18（その他の言語）参照）、さらなる議論とフィードバックに基づいた実施オプションに向けて、関連する課題と解決策、リスクと軽減対策、および提案を明確にするための協議を開始するよう事務局に要請しました（文書 PCT/WG/11/26 のパラグラフ 57 参照）。

¹ 訳中 誤訳を修正しました。（19/11/2018）

本作業部会は、試行プログラムが最近開始された、国内官庁とIB間のPCT手数料の取引のための“ネットティング制度”の導入に関するIBによる進捗報告に留意しました。本制度導入の主な目的は、為替変動による手数料収入の損失を防ぎ受理官庁とISAのコストと労力を縮小するためでしたが、今後、出願人のために改善された支払いサービスを導入する可能性も広げることになります（文書PCT/WG/11/4参照）。

本作業部会はまた、2015年7月1日に発効した、IBへ支払う特定の手数料減額のための修正された適格性基準の実施に関する進捗報告にも留意しました（文書PCT/WG/11/23参照）。

PCTの法的枠組み

国際予備審査の開始時期に関する同意された修正に加えて、本作業部会はPCT規則に関する以下の提案も議論しました。

- “誤って”提出された要素及び部分 - 本作業部会は、“誤って”提出された要素及び部分を含む国際出願の補充に関する条件を示した欧州特許庁（EPO）によるワークショップ及び文書を受け、関連する課題と立場について理解を深めました（文書PCT/WG/11/21参照）。この議論をに伴い、次回作業部会のためにPCT規則修正の草案を作成するようIBに要請しました。
- IT停止の場合におけるセーフガード - 本作業部会は特定の提案に関する合意は得られませんでした。本件の重要性を認識し、本件についてのさらなる協議や次回作業部会に修正案を提出するEPOの意向に留意しました（文書PCT/WG/26のパラグラフ86参照）。及び
- 指定官庁及び選択官庁の機能の委任 - 本作業部会は本案を進捗させるための合意は得られませんでした（文書PCT/WG/11/7参照）。

国際調査及び予備審査機関としての選定のための申請様式

本作業部会は、2018年9/10月のPCT同盟総会の会合のために、国際調査及び予備審査機関として選定するための申請様式の導入に関する提案を詳述する文書を作成するようIBに要請しました（文書PCT/WG/11/6参照）。

審査官の研修

本作業部会は、ドナー官庁（他の官庁へ研修を提供する又は他の機関が開催した研修活動へ貢献する官庁）若しくは受益官庁（他の官庁又は機関から研修を受ける官庁）として、官庁により実施される実体特許審査官の研修活動に関する年次調査の結果を議論しました（文書PCT/WG/11/16参照）。本作業部会はまた、実体特許審査官のための技術的なコンピテンシー（職務遂行能力）のフレームワーク及び学習管理システムの開発に関する進捗報告にも留意しました。それらの開発は、受益官庁及びドナー官庁間における実体審査官の研修の調整作業を改善するためのプロジェクトの一部です（文書PCT/WG/11/17参照）。

公開されたPCT出願の内容

本作業部会は、国際特許出願に付与された国内特許分類記号（また特に共通特許分類（CPC）記号）をISAがIBに送信できることを許容するための提案に関する最新報告に留意しました（文書PCT/WG/11/8参照）。必要な技術変更に関する協議は継続して行われます。

本作業部会は、WIPO標準委員会が設置した配列リストに関するタスクフォースのリーダーであるEPOによる報告に留意しました（文書PCT/WG/11/13参照）。また、WIPO標準ST.26における配列リストがどのような方法でPCT制度へ導入可能であるかについての議論を支援するためのPCT規則及び実施細則の予備修正草案にも留意しました（文書PCT/WG/11/24及び24.修正参照）。

PCT 制度の今後の進展

本作業部会は、PCT 出願 300 万件目の公開日となった 2017 年 2 月 2 日に発表された” PCT 制度 ~ 概要と今後の方向性・優先事項” と題した事務総長によるメモランダムにおいて提案された主要な作業方針に関する優先事項及び方向性に留意しました。当メモランダムでは 4 つの主要分野、リーガル及び機関に関する課題、技術 (IT) 環境、財政問題及び品質を対象にしました (文書 PCT/WG/11/5 及び文書 PCT/WG/11/26 のパラグラフ 35 から 39 参照)。

国連安全保障理事会の制裁に関連する国際出願

本作業部会は、国連安全保障理事会の制裁に関連する国際出願に関する文書を議論し (文書 PCT/WG/11/14 参照)、そのような問題に対処するための IB の既存の取決めは適切であり、特許協力条約と十分に整合性が取れているとの結論を出しました。本作業部会は、関連する UN 制裁委員会と緊密な協力を継続し、次回の会合で最新報告を行うよう IB に要請しました。

その他の議題

本作業部会は、以下を含むさまざまな事項に関する報告にも留意しました。

- PCT に基づく技術支援の調整 (文書 PCT/WG/11/22)
- 五大特許庁間の協働調査及び審査 (CS&E) (文書 PCT/WG/11/15) (CS&E に関する情報は、以下の“協働調査及び審査” の別個の記事を参照)、及び
- PCT 最小限資料タスクフォース (文書 PCT/WG/11/12)

要約及び作業文書

議長による要約 (PCT/WG/11/26) は、下記の WIPO ウェブサイトの作業文書と同じページからご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/11

本作業部会の報告書案も追って上記サイトにて掲載されます。

PCT 協働調査 (CS&E: Collaborative Search and Examination)

2018 年 7 月 1 日に、五大特許庁²は、PCT に基づく国際調査への協働アプローチを評価するため、PCT 協働調査及び審査 (CS&E) の試行プロジェクトを開始しました。この試行プロジェクトは、新しい PCT 成果物について、ユーザの関心と、参加庁の期待する効率性が得られるかを調査する観点で行われます。この試行プロジェクトは、先に開始した欧州特許庁 (EPO)、韓国知的所有権庁 (KIPO) 及び米国特許商標庁 (USPTO) 間の二つの試行プロジェクトと同様に、2010 年 6 月に開催された PCT 作業部会による勧告を受けて、補完的なスキルを有する国際機関の審査官が報告書を作成するために協働する取決を試行するものです。この新規試行プロジェクトは、五大特許庁間の CS&E のコンセプトをさらに発展させ評価することを目的としています。

CS&E の試行プロジェクトの主な特徴を以下に紹介いたします。

- 出願人主導型アプローチ: 試行プロジェクトが実施される出願は出願人により選択されます。

² 五大特許庁 (IP5) は世界の最大知的所有権庁 5 庁のフォーラムに与えられた名称で、世界的な特許の審査プロセスの効率性を改善する目的で設立されました。五大特許庁のメンバーは、欧州特許庁 (EPO)、日本国特許庁 (JPO)、韓国知的所有権庁 (KIPO)、中華人民共和国国家知識産権局 (SIPO) と米国特許商標庁 (USPTO) です。

- バランスのとれたワークロードの配分：協働する全ての国際調査機関（ISA）は各 CS&E の作業成果物の作成に貢献します。2年間に、各官庁は“主 ISA”としておよそ 100 件の国際出願を処理し、かつ“ピア ISA”（副 ISA）としておよそ 400 件の国際出願を処理します。
- PCT 出願を処理するには、協働する全ての機関に共通した品質基準と運用基準が適用されません。
- 最終の国際調査報告書（ISR）と見解書は、ピア ISA（副 ISA）の意見を考慮して主 ISA により作成されますが、意見の相違の参照や説明はされません。しかしながら、ピア ISA（副 ISA）の貢献は、国際事務局が ISR を受理し処理した後は ePCT を通じて出願人が閲覧することができ、ISR が公開された後は PATENTSCOPE に掲載されます。

本試行プロジェクトへの参加には、出願人は”Request to Participate in the IP5 PCT Collaborative Search and Examination Pilot（五大特許庁 PCT 協働調査及び審査試行プロジェクトへの参加請求書）”を記入し、出願時に出願書類と一緒に提出する必要があります。参加のための申請書は、ePCT を利用して提出された出願であれば ePCT システム内で提供される機能を用いるか、若しくは以下のリンク先から編集可能な PDF ファイルを用いるいずれかの方法で提供されます。

http://www.wipo.int/pct/en/forms/rcse/ed_rcse.pdf

この PDF ファイルの申請書は、直接 PDF 形式でプリントするか若しくはプリントして PDF 形式でスキャンしてから、関連する電子出願システムでアップロードしてください。この申請様式はすでにその他の言語へ翻訳されていますが、当初は英語で提出される国際出願のみ受理するため、現時点では英語での申請様式のみ使用してください。しかしながら、五大特許庁は、本試行プロジェクトの後期には、ピア ISA（副 ISA）が利用するために英語への翻訳文が提供される場合には、主 ISA が受理するその他の言語で提出される出願も受理することに同意しています。

本試行プロジェクトに参加する出願人は管轄 ISA（“主 ISA”）に国際調査の標準手数料のみ支払い、CS&E の枠組みで主 ISA が作成する最終的な ISR と見解書は、他の ISR や見解書のように PATENTSCOPE 上で公衆に利用可能になります。加えて、ピア ISA（副 ISA）が作成した文書は別個の書類として、PATENTSCOPE 上で利用可能になります。

以下は、関連するプロセスと期待される利益のいくつかを概要した図です。

本試行プロジェクトは、合計で 500 件までの国際出願と、各出願人につき主 ISA それぞれに 10 件の出願までに制限されていることにご留意ください。執筆時点では、協働しているいずれの ISA も試行プロジェクト初年の出願件数 50 件の制限に達していません。

本 CS&E 試行プロジェクトのコンセプトとフレームワークの詳細及び参加に関する要件は、五大特許庁のそれぞれのウェブサイトからご覧ください。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2018/05/a47.html>

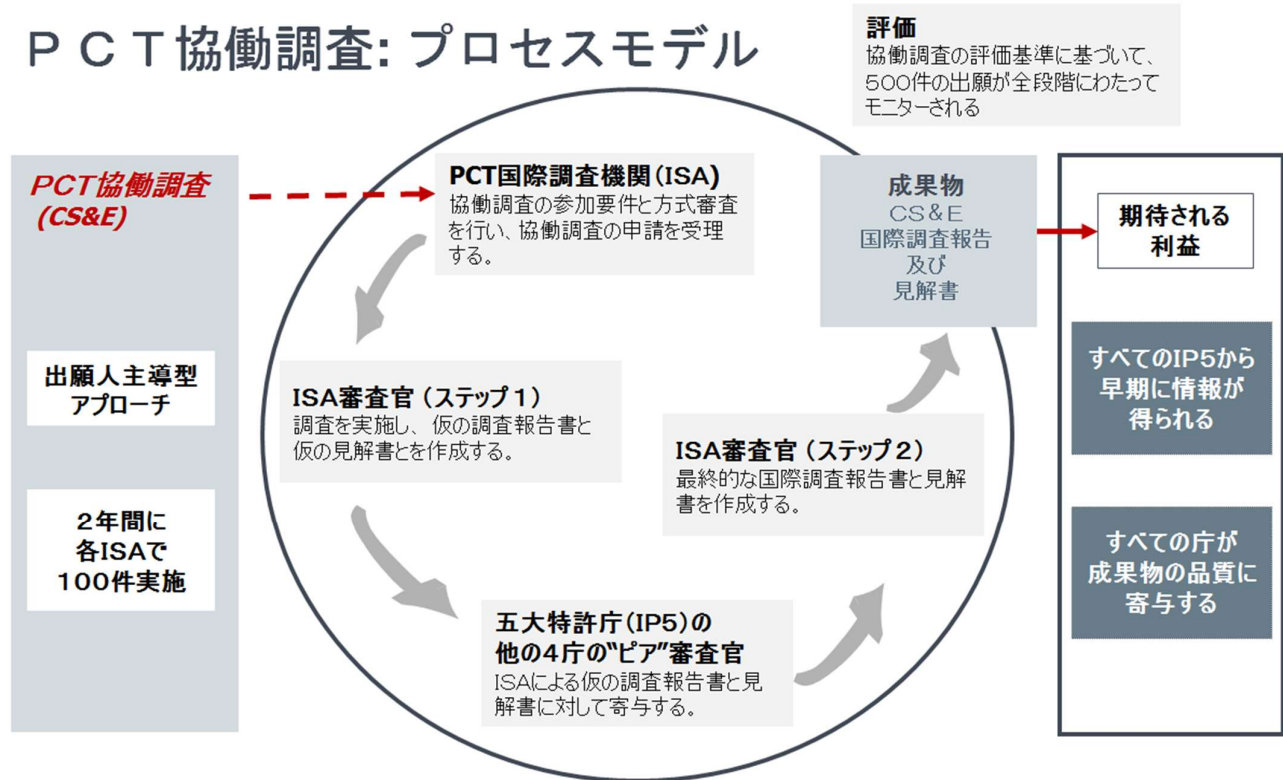
https://www.jpo.go.jp/torikumi_e/pct_kyoudouchousa_shikou_e.htm

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.news.press1.BoardApp&board_id=notice&c=1003&cp=1&pg=1&npp=10&seq=16962&catmenu=m03_01_01

<http://www.sipo.gov.cn/ztl/zlscgs/lpzh/csexm/index.htm>

<https://www.uspto.gov/patents-getting-started/international-protection/patent-cooperation-treaty/pct-collaborative-search>

PCT 協働調査: プロセスモデル



所定の PCT 手数料減額の適格性

所定の PCT 手数料減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国々の一覧は、2018年7月1日に更新され、以下のリンク先にて参照できます。

<http://www.wipo.int/pct/ja/fees/index.html>

欧州特許庁における所定の手数料の75%減額の適用

以下の国々が、欧州特許庁へ支払われる所定の手数料75%減額の適用資格のある国民及び/又は居住者の国々（つまり、世界銀行により低所得及び低中所得経済に格付けされる国々）の一覧から削除され、このたび高中所得経済に格付けされました。

アルメニア

グアテマラ

ヨルダン

スペイン特許商標庁における国際調査手数料及び国際予備審査手数料の75%減額の適用

以下の国々が、国際調査機関及び国際予備審査機関としてのスペイン特許商標庁に支払われる国際調査手数料及び国際予備審査手数料の75%減額の適用資格のある国民及び/又は居住者の国々（つまり、世界銀行により低所得、低中所得及び高中所得経済に格付けされ、欧州特許条約締約国ではない国々）の一覧から削除され、このたび高所得経済に格付けされました。

アルゼンチン

パナマ

国際出願を提出するには、少なくとも出願人の1人が PCT 締約国の国民又は居住者である必要がある (PCT 第 9 条(1)) ことにご留意ください。PCT 締約国でない国の出願人は PCT 締約国の国民及び/又は居住者である出願人とともに PCT 出願を提出する必要があり、両方の (又は全ての) 出願人が当該手数料減額の適用資格を有する場合にのみ、手数料減額を受けることが可能です。

国際調査機関としての韓国知的所有権庁：ePCT 利用での書類の受付け開始

2018年8月13日から、国際調査機関としての韓国知的所有権庁 (ISA/KR) は、国際出願日以降に ePCT を利用して出願人により提出される書類の受付けを開始します。これにより、ISA/KR は、ePCT、ファックス及び郵送の、三つの書類送信手段で受付けることとなります。

PCT 規則 91 に基づく明白な誤記の訂正、配列リスト、早期の調査結果及び委任状に関する書類は、ePCT を利用して提出可能です。出願人は、ePCT の “ドキュメントアップロード” 機能を用いてこれらの書類を提出することができます。詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=815>

PCT 様式、PCT 受理官庁ガイドラインと PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの修正

PCT 様式の修正 (2018年7月1日から有効)

以下に記載される新しい/修正された様式は、以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>

願書様式

願書様式 (PCT/RO/101) の 2018年7月版が編集可能な PDF 形式でアラビア語、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語にてご利用いただけます。

国際予備審査請求書

国際予備審査請求書 (PCT/IPEA/401) の 2018年7月版が編集可能な PDF 形式でアラビア語、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語にてご利用いただけます。

国際事務局に関する様式

PCT/IB/375 (補充調査請求書) が修正され、編集可能な PDF 形式で英語及び仏語にてご利用いただけます。

PCT 受理官庁ガイドラインの修正

2018年7月1日から、PCT 受理官庁ガイドラインの paragraph 116D 及び 247 が修正されました。追加として、paragraph 116E が再導入されました。

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの修正

2018年7月1日から、PCT 国際調査及び予備審査 (ISPE) ガイドラインの paragraph 9.02 から 9.03、16.33 から 16.51、16.64、16.82 及び 16.82A が修正されました。

修正された受理官庁ガイドライン及び ISPE ガイドラインの更新版は、英語、仏語及びスペイン語にてそれぞれ以下の PCT ウェブサイトからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html> (英語)

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html> (仏語)

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/gdlines.html> (スペイン語)

上述の様式及びガイドラインの変更の詳細は、以下のリンク先にて、PCT 回章 C. PCT 1543 をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2018/1543.pdf>

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。

韓国知的所有権庁

2009年6月30日から DAS の提供庁及び取得庁として運用している韓国知的所有権庁は、2018年7月20日から、KIPO の DAS 電子ライブラリーの範囲を意匠まで拡大したことを IB に通知しました。

詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#KR>

DAS 参加庁の一覧は、以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html

PCT 統計 2017

PCT 年次報告 (2018 年版)

PCT 年次報告 (2018 年版) では、2017 年の PCT に関する活動及び進展が要約され、PCT 出願 (上位出願国、上位出願人、及び技術分野ごとの出願件数を含む) や 2017 年の国際特許制度の実績に関する包括的な統計や、2016 年の国内段階移行に関する統計が紹介されています。

今年の PCT 年次報告の特別テーマは、PCT 出願に記載された出願人の代理人です。出願人の代理人に関するデータを生成するため、上位出願人の代理人の一覧を取得しよう PCT 出願願書から代理人としての事務所の名称が初めて整合されました。以下を分析しています。

- PCT 出願人の上位外部代理人
- 最も多くの PCT 出願を自社内で管理している PCT 出願人
- 上位 5 の受理官庁に対して行動している PCT 出願人の主要な外部代理人
- 上位 20 の PCT 出願人の主要代理人
- 上位 10 の外部代理人を主に任命している PCT 出願人

PCT 年次報告の英語版は、以下のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ja/activity/index.html>

本PCT年次報告の概要は、以下の9言語にてまもなくご利用いただけます：アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ロシア語及びスペイン語。

スワジランド：国名の変更

国際事務局は、国名“スワジランド”の代わりに国名“エスワティニ”を使用するよう通知されました。PCT締約国の国名を含むPCTウェブサイト上の全ての一覧や表、及びPCT出願人の手引における関連する表示は、随時変更されます。二文字コード“SZ”は変更されていません。

PCT 最新情報

AT: オーストリア (電話番号)

BB: バルバドス (所在地とあて名、電話番号とファックス番号)

BE: ベルギー (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

BN: ブルネイダルサラーム (管轄国際調査及び予備審査機関)

CN: 中華人民共和国 (手数料)

MN: モンゴル (所在地とあて名、電話番号とファックス番号、電子メールアドレス、手数料)

NA: ナミビア (官庁の名称、所在地、あて名、電話番号、電子メールとインターネットアドレス)

PT: ポルトガル (手数料)

RU: ロシア連邦 (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

SK: スロバキア (手数料)

SZ: スワジランド (国名の変更)

TR: トルコ (所在地とあて名、ファックス番号、電子メールアドレス)

US: 米国 (管轄国際調査及び予備審査機関)

米国の国民又は居住者が受理官庁としての米国特許商標庁 (USPTO) へ提出する国際出願において、管轄国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) としての日本国特許庁 (JP0) に関する USPTO の取り決めに関連し、JP0 は当該官庁が上述機関として行動するために充足されるべき条件が変更された旨を IB に通知しました。2018年7月1日から、当該機関が2018年7月1日から2023年6月30日までの5年間に USPTO からの国際出願が8,400件以上、また初年と2年目の四半期ごとに300件以上の出願、3年目、4年目及び5年目の四半期ごとに500件以上の出願を受けていないことを条件に、USPTO に提出される出願の ISA 及び IPEA として行動します。

当該国際出願は英語で提出するとの要件は、引き続き適用されます。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (US) が更新されました)

UZ: ウズベキスタン (手数料)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (オーストラリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、フィンランド特許登録庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、中華人民共和国国家知識産権局、トルコ特許商標庁 (Turkpatent)、米国内特許商標庁、ヴィシエグラード特許機構)

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

特許協力条約及び規則 (冊子版)

2018年7月1日に施行した、PCTに基づく規則の改訂版がPCTウェブサイトでご利用可能になったことは、PCT Newsletterの2018年6月号にお知らせが掲載されました。それに加えて、PCTに基づく特許協力条約及び規則(WIPO刊行物274)のアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語での最新の冊子版が現在ご購入いただけます。

<http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4327&plang=EN>

冊子版についてのご質問があれば、以下へ電子メールをお送りください。

publications@wipo.int

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン(2018年7月1日 version3.51.083.259)がご利用可能になりました。次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は、上記ウェブサイトの“Release notes”及び“What’s new”からご覧いただけます。

PCT に関する記事

PCT Newsletter 2018年6月号では、2018年6月1日にPCTの運用開始から40周年を迎え、それを記念した記事を掲載しました。WIPOマガジンの2018年6月版(2018年第3号)では、“40周年の特許協力条約”と題した追加のより詳細な記事を特集しています。当該記事ではPCT制度の重要性についてのPCTユーザからのご意見、及びPCT出願の成長や知的所有権分野における多国間のワークシェアリングや協力に関するPCTの重要性についての情報も含んだ、PCTのメリットの幾つかをご紹介します。また、PCTが“発展途上国の経済的な発展を助長し促進させる”というPCTの理念にとってもいかに不可欠であるのかを説明しています。

“その中核をなすのは、PCTが2つの非常に現実的なニーズに対処していることであり、これが注目すべき成功のカギとなっています。PCTは、国際市場での特許保護を求めるための実用的なツールを出願人に提供している一方で、PCT加盟国の特許庁に対しては、効率的なワークシェアリングのプラットフォームとして機能し、国際特許出願の処理において効率性を高める機会を提供しています。

“また、PCT加盟国の国内特許庁や広域特許庁とのパートナーシップもPCTの成功にとって重要なものとなっています。特許庁の参加、見識や経験とユーザからの意見が、PCT制度を発展させ実用的で現実的な世界のニーズに対応可能にしています。それがWIPO本部及び加盟国の特許庁双方のサポートスタッフの献身的な国際チームと相まって、PCTが信頼でき高品質なサービスプロバイダとして認知されることを可能にしています。”

と記事は述べています。記事の全文は、以下のPCTウェブサイト“PCT in the News”からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html

WIPOマガジンは、以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html

また2018年第3号は、以下のリンク先からご利用ください。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/pdf/2018/wipo_pub_121_2018_03.pdf

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 出願人の手引

PCT の国際段階に関する詳細情報を含む、PCT 出願人の手引の “国際段階の概要” の英語版が、2018年7月1日付けのPCT規則改正、及びその他の最新情報を反映し更新されました。以下のリンク先に掲載されています。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

仏語、スペイン語及びロシア語の更新版は準備中です。

PCT 様式及びガイドラインの修正

上記の “PCT 様式、PCT 受理官庁ガイドラインと PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの修正” をご覧ください。

WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー

先月号でお知らせしましたように、上級者向け PCT セミナーが2018年9月17、18日にジュネーブのWIPO本部にて開催されます。当該セミナーは特許及び技術部門の経験豊富なスタッフにより実施され、出願、調査及び審査、ePCT、国内段階移行、最近の及び今後の進展に関するセッションを含む予定です。当該セミナーは特許管理者、パラリーガル（事務所員）及び PCT 制度に既に精通しているユーザを対象としています。

セミナーに関するオンライン登録やさらなる情報へは、以下のリンク先からご利用いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=49086

セミナーへの登録は無料ですが、参加者は50人限定です。登録の締切りは2018年9月7日です。セミナーに関する詳細は、以下のアドレスへ電子メールをお送りいただき取得することもできます。

pct.our@wipo.int

偽の手数料の支払請求

新たな請求書

PCT 出願人や代理人がWIPO国際事務局（IB）からの通知ではなく、PCTに基づく国際出願の手続に関係のない手数料請求書を受け取る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、“IPTA - International Patent and Trademark Agency” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザがWIPOに通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/ja/warning/pct_warning.html

PCT 出願人及び代理人は、優先日から18ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのはIBのみであることにご留意ください（PCT 第21条（2）（a）参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果はPCT 第29条に規定されています。PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、まだそうなされていない場合には、組織内の手数料支払い担当者

や、このような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号：(+41-22) 338 83 38

FAX 番号：(+41-22) 338 83 39

電子メール：pct.legal@wipo.int

WIPO は、PCT 出願人、代理人又は発明者（PCT ユーザ）の皆様、政府又は消費者保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や “政府機関又は苦情を受け付ける消費者保護協会” の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

実務アドバイス

例えば、ファックスの送信が失敗した場合の、国際事務局へのファックス送信以外の代替手段

Q: ファックスで提出した国際出願に対して、請求の範囲の PCT 第 19 条に基づく補正をファックスで送信しようとしたのですが、補正のファックスによる送信ができませんでした。ePCT システムのことは知ってはいるのですが、まだ利用を開始しておらず、ePCT での国際出願のアクセス権を持っていません。期限に間に合うよう急いでいるのですが、ePCT を利用して迅速に簡単に国際事務局へ書類を送信する方法はありますか？

A: アナログから VOIP（ボイスオーバーインターネットプロトコル）へファックス技術が変遷した結果、電気通信サービス提供業者が VOIP 方式へ既に移行している場合のファックス送信は信頼できないものとなりました。当該技術が利用されている接続のあらゆる時点で、一部の若しくは全ての送信が実際には失われているにもかかわらず、送信者には送信が完了したかのように表示されることがあります。VOIP への移行は国際事務局（IB）へのファックス及び国際事務局からのファックスにも適用されています。PCT Newsletter の 2017 年 12 月号に掲載されたお知らせも、以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2017/pct_news_2017_12.pdf

ファックスで書類を送信する場合には、失敗したり若しくは未完了の提出のリスクがあるため、IB（受理官庁としての IB を含む）へ書類を送信する時には、この方式での送信を変更するよう出願人には強く推奨いたします。PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正を含む、IB へ書簡や書類を送信するためのより効率的で、安全で、信頼できる方法は ePCT で対応する “アクション” 機能を利用することです。しかしながら、あなたが ePCT にはまだ不慣れで時間も限られているのであれば、代わりに ePCT のドキュメントアップロード機能が簡単に利用できるでしょう。当該機能を利用すれば、手動で操作する必要なしに、書類は出願ファイルに直接挿入されるため、IB での処理が迅速になります。

ePCT のドキュメントアップロード機能を利用するにあたって、WIPO での他のオンラインサービスを利用するためのアカウントをまだ持っていないならば、あなたがすべきことは WIPO ユーザアカウントを作成することだけです。ePCT ホームページ上 (<https://pct.wipo.int>) の “WIPO ユーザアカウントを作成” リンクをクリックし、要求される情報を登録し、アカウントの認証を行うことにより、ほんの数分でアカウントが作成できます。詳細は、以下のリンク先の “スタートガイド” をご参照ください。

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/epct/pdf/epct_getting_started.pdf

ePCT のより多くの機能をご利用いただけるように、WIPO ユーザアカウントには高度な認証方法を設定することをお勧めします。SMS メッセージ形式で受信するか若しくは Google 認証システム (Google

Authenticator) のようにワンタイムパスワードアプリを利用するために携帯電話を使用できるのであれば、この方法は完全にセルフサービスでお時間を取らせません。しかしながら、単純に IB に早急に書類をアップロードすることを望まれる場合には、作成されたユーザ ID とパスワードを入力するだけでログインすることも可能です。そしてその後、高度な認証設定の利用へと移行し、ePCT で使用可能なより多くの機能をご利用いただけます。高度な認証設定なしでログインされる場合には、以下に限定された ePCT 機能のみご利用いただける点にご留意ください。

- 中間書類を PDF 形式でアップロードして、IB に提出する
- きわめて限られた請求がオンラインで提出できますが、利用できる即時チェック機能 (Validation: 不備の有無を確認する機能) は限られており、公開後の国際出願への提出のみ制限されます
- 第三者情報提供サービスを利用する

高度な認証設定を用いてログインしていないと、ePCT にログインしたときにデフォルトのページは空の“ワークベンチ” となり、いかなる場合でも、あなたは ePCT システムでの特定の国際出願へのアクセス権はまだ持っていません。書類 (例えば、第 19 条補正) をアップロードするためには、検索欄で PCT の出願番号と、指示に応じて国際出願日を入力して、該当する国際出願を最初に確認する必要があります。当該システムは出願日と出願番号が一致するか即時に確認し、一致する場合には、“ドキュメントアップロード” を選択すると ePCT で対応するオンライン機能が自動的に開きます。以下の単純なステップを利用して進んでください。

‘書類の種類’ のドロップダウンリストを用いて IB へ送信したい書類の種類を選択してください (高度な認証設定なしで ePCT にログインしている場合には、ドキュメントのアップロードが可能な受信者は IB のみである点にご留意ください)。

- あなたのコンピュータから書類を選択して添付するには “書類を追加” ボタンをクリックして書類を添付してください。“書類を追加” ボタンは、要求されるファイル形式の種類も表示する点にご留意ください。多くの場合は PDF 形式ですが、配列リストの場合にはテキスト形式が要求されます (必要があれば、同一のアップロード操作に追加して、より多くの書類の形式を選択することができます)。
- 全ての必要な書類を追加した後、非公式メッセージの欄では、アップロードされた書類に添付され、自動的に生成されるカバーレターに表示されるための、IB への任意の非公式メッセージの記入が許可されます (‘プレビュー’ ボタンをクリックするとカバーレターを確認することができます)。
- 署名を提出する形式を選択してください。国際出願の署名権者が署名した書簡若しくは他の書類がすでに添付されている場合にはこのオプションを選択できますが、そうでない場合には、テキスト形式の署名を打ち込むか、若しくは署名権者のイメージ署名を含むファイルを添付し、指定される欄に署名者の立場を記載します。
- 操作を完了するために “アップロード” 機能をクリックし、添付した書類を IB へ提出してください。

詳細は、以下のリンク先から “ドキュメントアップロード” 機能をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=820>

今後の出願に関しては、高度な認証設定を用いて WIPO アカウントを設定し、eOwner 若しくは eEditor としてアクセス権を取得した後は、特定の ePCT アクション機能である、“第 19 条に基づく補正” 機

能を利用できます。当該機能はベストプラクティスであり、補正はDOCX 若しくはテキストベースのPDF 形式のいずれかで添付される必要があります。

たとえ出願が紙形式で提出されたとしても、出願人は出願後に国際出願へのアクセス権 (eOwnership) を請求することが可能です。しかしながら、国際出願を電子的に提出する場合のベストプラクティスは、あなたの選択する受理官庁にて利用可能であれば、出願前であっても ePCT のアクセス権を設定できるため、ePCT 出願を利用することです。別の方法として、ePCT と互換性のある出願ソフトウェアを利用して電子的に出願する場合には (PCT-SAFE、EPO オンライン出願又は JPO-PAS)、以下のリンク先のFAQ で説明されるステップを利用して、出願時に ePCT のアクセス権を設定することを強くお勧めいたします。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=518>

ePCT へのログインができない時に、登録なしで書類の基本的なアップロード若しくは国際出願の提出を許可する、新しいPCT ジェネラルアップロードシステム (ePCT システム外で) をWIPO は開発中であることにもご留意ください。

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2018年9月号 | No. 09/2018

PCT ニュースレター（日本語抄訳）は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT 条約及び規則と国内法令との不適合通知の取下げ

ウガンダ（PCT 第 22 条(1)）

2002年4月1日付けで発効した修正 PCT 第 22 条(1) の国内法令との不適合の通知（PCT Newsletter 2002年2月号の表紙参照）に関連して、指定官庁としての司法省・登録長官部特許登録室（ウガンダ）は、2015年4月1日から当該不適合通知を取り下げた旨を国際事務局（IB）に通知しました。これにより PCT 第 22 条(1) に基づく 30 ヶ月の期限は 2015年4月1日から適用されるため、この日付またはそれ以降に 21 ヶ月の期限の満了したウガンダに国内段階移行する国際出願や、出願人が PCT 第 22 条(1) に参照される行為をまだ行っていない国際出願に関して適用されます。以下の PCT 関連資料が更新されました。

“PCT 第 I 章 及び第 II 章に基づく国内/広域段階移行期限” の表は、以下のリンクをご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html

“PCT 留保、宣言、通知及び不適合” の表は、以下のリンクをご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

PCT 出願人の手引・国内編、概要（UG）は、以下のリンクをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol2/annexes/ug.pdf>

TR トルコ（PCT 規則 49 の 3.1 及び 49 の 3.2）

トルコ特許商標庁（Turkpatent）は指定官庁（又は選択官庁）（DO/TR）として、2017年1月10日から以下の国内法令との不適合通知を取り下げること IB に通知しました。

- PCT 規則 49 の 3.1(g) に基づく通知（受理官庁による優先権の回復の効果）（PCT Newsletter 2006年6月号、4 ページ参照）及び
- PCT 規則 49 の 3.2(h) に基づく通知（指定官庁による優先権の回復）（PCT Newsletter 2006年6月号、5 ページ参照）

その結果、2017年1月10日またはその日以降に国内段階へ移行する国際出願に関して、以下の PCT 規則がそれぞれ Turkpatent により適用されます。

- PCT 規則 49 の 3.1(a)~(d) 及び
- PCT 規則 49 の 3.2(a)~(g)

つまり、2017年1月10日以降に国内段階に移行した国際出願に関して、DO/TRは優先権の回復の請求を考慮するようになり、そして必要な条件を満たされれば受理官庁（RO）としての他の官庁が下した決定をDO/TRは受け入れることとなります。

さらに、当該官庁はDOの資格において、指定（又は選択）官庁¹としての当該官庁が受領する回復の請求に関して、PCT規則49の3.2(g)に基づき、“相当な注意”の基準を適用し、当該請求の手料金は1,890トルコリラである旨をIBに通知しました。

当該通知に伴い、PCT出願人の手引・国内編、概要（TR）と同様に、それぞれ“優先権の回復”と“PCT留保、宣言、通知及び不適合”の表も更新されました。以下のリンクをご参照ください。

(優先権の回復) <http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

(留保及び不適合) http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

USPTOにおける予想外の重大な電子ビジネスシステムの停止状態として指定された期間に、特許出願を電子的に提出する際の手続

2018年8月15日から23日の期間、米国特許商標庁（USPTO）が“予想外の重大な電子ビジネスシステムの停止状態”を経験したことに伴い、PCT出願人は受理官庁としてのUSPTO（RO/US）に対し電子出願システムを用いて国際出願（及び国際出願に関する他の書類）を提出することができなくなりました。今回と今後他のシステムが停止状態になり得る予測を踏まえて、USPTOは、予想外の重大な電子ビジネスシステムの停止状態と指定された期間に、“代替電子手段”による特許出願の提出に関する手続を定める通知を発行しました。当該通知には、連邦規制基準37 CFR 1.445(a)(1)(ii)により規定されている送付手数料のうち非電子出願手数料の額の還付を受ける（又は非電子出願手数料がまだ支払われていない場合には、当該手数料の支払いを回避する）方法についての情報も含まれています。

関連する代替出願手段は、アメリカ郵便公社のPriority Mail Express®（速達郵便サービス）²、若しくは手渡しのように、連邦規制基準37 CFR 1.6により許容されているものです。加えて、出願の写しが適切な期間内にEFS-Web（又は新しいツールの“Patent Center”）を介して提出されなければなりません。

RO/USが、国際出願番号及び国際出願日の通知書（様式PCT/RO/105）とともに、手数料を要求する旨が記載されている、所定の手料金の納付に関する通知書（様式PCT/RO/102）を発行した場合、様式PCT/RO/102に表示される期限の満了前に、後続の書類として出願の写しを提出する必要があります。PCT規則16の2.1(d)の規定に基づき、RO/USが手数料の納付の補正命令書（様式PCT/RO/133）を送付する前に受領した支払は、様式PCT/RO/102に表示される期間の満了前に受領したものとみなされ

¹ Turkpatentは、PCT規則26の2.3に基づきROとしての当該官庁が受領する回復の請求に関して、すでに相当な注意の基準を適用していることにご留意ください。

² 出願が当該サービスを利用して提出されない限り、出願日は出願がバージニア、アレクサンドリアにあるUSPTO本部で受理される日となります。

ます。USPTO は、様式 PCT/RO/133 の発行に先立ち、不足している手数料の支払とともに提出された出願の写しの処理を行うことで、様式 PCT/RO/102 に表示される期間の満了前に受領したものと取り扱います。

RO/US が、様式 PCT/RO/105 とともに手数料を要求する旨が記載されていない様式 PCT/RO/102 を発行した場合、様式 PCT/RO/105 の発行日から 1 ヶ月以内に、後続の書類として出願の写しを提出する必要があります。

EFS-Web (又は Patent Center) を介して提出された国際出願の写しは、新規の出願としてではなく、出願の後続書類として提出されるべきです。またその写しは、予想外の重大な電子ビジネスシステムの停止状態として指定された期間に、代替出願手段で提出された元の出願の正謄本である旨の陳述と共に提出されるべきです。出願人は、出願に付与される PCT 番号を特定する様式 PCT/RO/105 を受け取るまで、出願の写しを提出すべきでない点にご留意ください。

上述のような事情で代替電子手段で提出された出願が、必要な要件を満たしている場合には、USPTO の電子出願システムで提出されたものとみなされるため、上述の送付手数料の非電子出願手数料の額は発生しません。しかしながら、上述の手続に従っても、国際出願手数料の電子出願の減額を受けることにはならない点にご留意ください。

電子ビジネスシステムの停止状態の事態においては、出願人は、必要な外国出願許可証が得られているのであれば、RO/US に対してよりもむしろ直接、受理官庁としての国際事務局への国際出願の提出を検討するとよいでしょう。

様式 PTO/SB/448 を含む、当該手続に関する詳細は、以下の USPTO のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.uspto.gov/patent/fees-payment-information/filing-patent-applications-electronically-during-designated>

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新たな試行プログラムの開始 (英国とブラジル及びデンマークとブラジル)

知的所有権庁 (英国) と国立工業所有権機関 (ブラジル) (INPI) 間 (2018 年 8 月 1 日から)、及びデンマーク特許商標庁と INPI 間 (2018 年 9 月 1 日から) で、新たな一方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始しました。

本試行プログラムでは、国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書、又は肯定的な特許性に関する国際予備報告書 (IPRP) (第 II 章) を ISA/IPEA としての INPI が作成した PCT 出願に基づいて、英国とデンマークの国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

INPI と知的所有権庁 (英国) 間の PCT-PPH 試行プログラムに関する詳細は、以下のリンクから本試行プログラムに関する文書のパート 2 をご覧ください。

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/729736/PPH_Filing_Instructions.pdf

INPI と DKPTO 間の PCT-PPH 試行プログラムに関する情報は、以下のリンク先をご覧ください。

<http://internationalcooperation.dkpto.org/patent-prosecution-highways/pphpct-pph-between-denmark-and-brazil.aspx>

<http://internationalcooperation.dkpto.org/media/23037362/pct-pph%20brazil%20guidelines.pdf>

PPH 試行プログラムの PCT 成果物を含める拡張 (カナダと中国)

2018年9月1日から、カナダ知的所有権庁 (CIPO) と中華人民共和国国家知識産権局 (SIPO) 間の既存の PPH 試行プログラムが、PCT 成果物を含む PCT-PPH プログラムに拡張されました。これにより、国際調査機関 (ISA)/国際予備審査機関 (IPEA) としての資格においてもう一方の庁が作成する、ISA 若しくは IPEA からの肯定的な見解書、又は肯定的な特許性に関する国際予備報告書 (IPRP) (第 II 章) を得た PCT 出願に基づいて、カナダと/又は中国の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

詳細は、以下のリンクからご覧ください。

<http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr03676.html>

<http://www.cnipa.gov.cn/ztl/zlscgslpphzl/pphzn/1131896.htm>

PCT ウェブサイトの PCT-PPH のページは、本試行プログラムの新たな情報を含んで更新されました。以下のリンクからご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

協働調査及び審査に関する最新情報

欧州特許庁: 協働調査及び審査試行プロジェクトに関して達した割当件数

先月号 (2018年7-8月号) の PCT Newsletter では、協働調査及び審査 (CS&E) 試行プロジェクトの詳細を提供しました。本試行プロジェクトでは、五大特許庁 (IP5 Offices) (欧州特許庁 (EPO)、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、中華人民共和国国家知識産権局と米国特許商標庁) の全てが、特定の国際出願に関する国際調査報告書及び見解書に貢献します。また、本試行プロジェクトでは、出願人が参加申請書を提出した出願において実施され、出願人、技術分野、およびその他の要素の典型的な分布が構成されるように出願が最適に選択されます。各参加五大特許庁は、主国際調査機関 (ISA) として初年 (2018年7月から2019年6月まで) はおよそ50件、そして2年目 (2019年7月から2020年6月まで) も同様の件数の国際出願を処理します。結果として、各五大特許庁はピア ISA として1年間におよそ200件の国際出願も処理します。

EPO は、主 ISA として、本試行プロジェクトですでに40件以上の英語での出願を受理した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。これらの出願は全ての技術分野にわたり、受理官庁としての EPO、USPTO 及び IB に対して出願されたものです。EPO は、2019年1月から開始予定の仏語と独語のおよそ10件の国際出願で本年度の割当件数を終了したい意向があるため、英語での国際出願に基づく試行プロジェクトへの新規の参加申請書は受理できません。英語で出願する PCT 出願人で、主 ISA としての EPO の試行プロジェクトの参加にまだ関心がある方は、2019年7月1日に開始する本試行プロジェクトの2年目の運用フェーズにできる限り早期に申請することをお勧めします。当運用フェーズでは、2組目の50件の国際出願が EPO により受理される予定です。

詳細は、以下のリンクから、EPO のウェブサイト上に掲載されている情報をご覧ください。

<https://www.epo.org/service-support/updates/2018/20180914.html>

その他の参加官庁に関しては、まだ初年の出願件数の制限には達していません。

本 CS&E 試行プロジェクトの詳細は、以下のリンクから、PCT ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/filing/cse.html>

国際出願の電子出願及び処理

PCT-SAFE 出願の受理を終了する官庁

以下の官庁は、2018年10月1日から、PCT-SAFE ソフトウェアを用いた電子形式の国際出願の受理を終了する旨を国際事務局に通知しました。

- 国立工業所有権機関 (ポルトガル) (ePCT 出願機能又は EPO オンライン出願機能を用いて電子的に提出される国際出願をすでに受理しています)。
- ポーランド共和国特許庁 (ePCT 出願機能又は EPO オンライン出願機能を用いて電子的に提出される国際出願をすでに受理しています)。
- 国家発明商標庁 (ルーマニア) (EPO オンライン出願機能を用いて電子的に提出される国際出願をすでに受理しています)。
- リトアニア共和国国家特許局 (EPO オンライン出願機能を用いて電子的に提出される国際出願をすでに受理しています)。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (LT、PL、RO 及び PT) が更新されました。)

PCT 最新情報

CN: 中国 (手数料)

CO: コロンビア (電子メールアドレス)

KH: カンボジア (管轄国際調査及び予備審査機関)

LA: ラオス人民民主共和国 (管轄国際調査及び予備審査機関)

LT: リトアニア (電子出願)

LU: ルクセンブルグ (国内段階移行のための翻訳文に関する要件)

PL: ポーランド (電子出願)

PT: ポルトガル (電子出願、手数料)

RO: ルーマニア (電子出願)

SE: スウェーデン (手数料)

UG: ウガンダ (官庁の名称、所在地、あて名、電話及びファックス番号、電子メール及びインターネットアドレス、国際型調査に関する規定、国内段階移行期限)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (連邦知的所有権行政局 (ROSPATENT) (ロシア連邦)、インド特許庁、ウクライナ経済開発通商省 知的所有権部、中華人民共和国国家知識産権局、スウェーデン特許登録庁)

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (ROSPATENT) (ロシア連邦)、ウクライナ経済開発通商省 知的所有権部)

予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料（ウクライナ経済開発通商省 知的所有権部、スウェーデン特許登録庁）

PCT 関連資料の最新/更新情報

会合文書（PCT 総会）

2018年9月24日から10月2日までの期間、ジュネーブで開催される、国際特許協力同盟（PCT 同盟）（PCT 総会）の第50回（第29回臨時）の会合のための文書が作成されました。以下のリンクからご利用ください。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=47815

願書様式及び国際予備審査請求書様式（中国語版）

願書様式（PCT/RO/101）及び国際予備審査請求書様式（PCT/IPEA/401）の中国語版が2018年7月1日付けで修正され、以下のリンクから、それぞれ修正可能なPDF形式でご利用いただけます。

http://www.wipo.int//pct/zh/forms/request/ed_request.pdf

http://www.wipo.int/pct/zh/forms/demand/ed_demand.pdf

修正されたロシア語版 PCT 受理官庁向けガイドライン

2018年7月1日に修正されたロシア語版 PCT 受理官庁向けガイドラインの全文は、以下のリンクからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/gdlines.html>

2017年 WIPO PCT 顧客満足度調査

2017年に第3回 PCT 顧客満足度調査が実施されました。本調査は、PCT の全ての面に関する顧客満足度を評価する試みで実施され、提供されているどのサービス分野が改善されるべきかの決定に役立てられます。

本調査は9言語で行われ、15カ国から延べ2,000人以上の回答があり、PCT 制度全体に対して、また IB や他の官庁/機関に対する回答も高い満足度が示され、2015年の前回の PCT 満足度調査で示された基準値を上回る改善を見せました。主な結果を以下に列挙します。

- WIPO が提供する PCT の情報やサービスに対する全体の満足度指標は 90%を維持した。
- WIPO が提供する PCT の研修に対しては 94%の顧客満足度の評価を受けた。
- 他の官庁や機関全体として、また受理官庁、国際調査機関、及び国際予備審査機関としてのさまざまな資格において提供する PCT サービスに対しては 91%の顧客満足度の評価を受けた。
- ユーザは、PCT の問い合わせ先担当職員の品質（親切さ、有能性、解決主導型、対応能力）と同様にインフォメーションシステム、及び研修プログラムの品質についても確認した。

- WIPO PCT 以外のサービスについて認識されている品質は良好だが、PCT ユーザからは、受理官庁職員の対応可能性や、国際調査機関の見解書及び国際予備審査報告書の品質を含む、多くの具体的な改善提案を受けた。

IB では、当事務局が提供するサービスに対してユーザからお寄せ頂いた改善提案の分野に取り組んでおります。個々の官庁がさまざまな PCT の資格において提供する PCT サービスに対してお寄せ頂いた特定の問題やご意見は、関連する各官庁へ連絡いたします。

調査結果は、以下のリンクをご覧ください。

http://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct_wg_11/pct_wg_11_presentation_user_survey.pdf

当調査にご協力くださった方々に感謝申し上げます。IB は可能な限りこれらのご意見に対応してまいります。本調査に参加いただけなかった方は、PCT 法務部の電子メールアドレス (pct.legal@wipo.int) までいつでもご意見をお送りください。次回の調査は 2019 年に実施する予定です。

WIPO Pearl 最新情報

WIPO Pearl は WIPO の多言語の専門用語ポータルであり、PCT の全 10 公開言語における、PCT 出願や国内特許文献から取得された豊富な科学技術専門用語や主要な PCT の法律用語へのアクセスを無料で提供しています。本ポータルは、これらの言語間の正確かつ一貫性のある用語の使用を促進し、科学技術知識の検索及び共有を簡単にしています。

専門用語データベースの拡充

WIPO Pearl の専門用語データベースに、15,000 件の新しい用語と 2,500 件の新しい概念関連性が追加され更新されました。データベースには WIPO PCT の言語専門家によって全て検証された 160,000 件以上の特許用語が現在収録されています。合計 17,000 件 (85%) の概念がデータベース内で他の概念と関連付けられ、“コンセプトマップ検索” でこのような関連性を調べることができます。また、機械学習アルゴリズムを介して作成される未検証の“コンセプトクラウド”では、さらなる関連性を表示することができます。

コンセプトマップ検索は、“コンセプトパス検索”と呼ばれる機能も含んでいます。当該機能では、10 言語のいずれかにおいて、ユーザが二つの概念を結ぶ経路 (パス) を見つけ、その経路上にある関連する概念を全て確認することができます。また、それらの用語の全て又は一部と、必要に応じてその類義語とを PATENTSCOPE へ送り、複合キーワード検索において利用することもできます。これにより、的確に対象を絞った方法で PATENTSCOPE から文献を取得することができます。なお、“用語検索”にも PATENTSCOPE へのリンクを含んでおり、データベースから取得された用語は、PATENTSCOPE コーパスで直接検索され、当該用語を含む全ての特許文献を割り出します。

カナダ政府との共同研究

当該更新は、カナダ政府 翻訳局の用語標準化部門との共同研究による、110 の用語の多言語での対訳データを含んでいます。本研究では、対話型インターフェースの画期的な人工知能、すなわちチャット・ボットを用いて重要な用語を定義しました。用語とコンセプトマップは、コンコルディア大学、ダルハウジー大学、ラヴァル大学 (全てカナダ)、及びマイクロソフト・カナダの当該分野での専門家により検証されました。

大学との共同研究

今回の新たな更新では、以下の大学の学生により提供され、WIPOの検証を経て収録された、540の用語の多言語での対訳データも含まれます。ダブリンシティ大学（アイルランド）、チューリッヒ応用科学大学（スイス）、マンチェスター大学（英国）、イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校（米国）

このような専門用語の共同研究への参加に関心をお持ちの大学がございましたら、電子メールアドレス (wipopearl@wipo.int) にて WIPO までご連絡ください。

WIPO Pearl は、以下のリンクからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/reference/ja/wipopearl/>

PATENTSCOPE 検索システム

パワーポイントプレゼンテーション

2017年11月から2018年7月の期間に、PATENTSCOPE 検索システムに関する以下のウェビナーが提供されました。

- 複雑な検索式を作成するための異なるインターフェース、機能、オペレーター等の組み合わせ方法（2017年11月）
- 2017年の回顧及び今後の予定（2017年12月）
- 化学検索機能の利用方法（2018年1月）
- 複雑な検索式の作成方法（2018年2月）
- 異なる翻訳ツールの実演（2018年3月）
- PATENTSCOPE で利用可能な機能とツール（2018年4月）
- 基本的な検索機能の実演（2018年5月）
- 複雑な検索式に関連するケーススタディ（2018年6月）
- 化学構造検索の実演（2018年7月）

上述のウェビナーで使用されたパワーポイントのスライドは、以下のリンクからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/patentscope/en/webinar/>

実務アドバイス

国際調査及び予備審査手続において作成されるさまざまな報告書の違い

Q: 国際調査報告書、国際調査機関の見解書、特許性に関する国際予備報告書（第I章）及び特許性に関する国際予備報告書（第II章）の違いと概要を説明してもらえますでしょうか？

A: 国際調査及び予備審査機関や国際事務局（IB）によって作成される報告書にはさまざまな種類がありますが、それらの報告書は相互に強く関係しています。これらの報告書は通常、国際段階の異なる時

期に作成され、報告書のいくつかは任意であって出願人の請求を受けてのみ作成されます。さまざまな報告書の簡単な説明と比較は、以下のとおりです。

1. 国際調査報告書 (ISR)

ISR (様式 PCT/ISA/210) は、(PCT 第 17 条(2)(a) に規定される ISR を作成しない旨の宣言³を行っていない場合、)国際調査機関 (ISA) によって、ISA における調査用写し (つまり、国際出願の ISA 用のコピー) の受領から 3 ヶ月の期間又は優先日から 9 ヶ月の期間のうちいずれか遅く満了する期間に、作成されます (PCT 規則 42)。

ISR は、ISA の見解書、特許性に関する国際予備報告書や、国際予備審査機関 (IPEA) 又は指定 (若しくは選択) 官庁による国際出願の審査の基礎となるものです。ISR にはとりわけ、請求の範囲に記載された発明に関連すると考えられる文献の引用、(国際特許分類による) 本発明の主題の分類、及び検索された技術分野の表示と共に、検索された電子データベースが記載されます。ISR は引用された文献が関連する請求の範囲を特定し、また、引用された文献のカテゴリの表示と新規性若しくは進歩性の評価に関する関連性も含みます。

さらに、ISR には、ISA が出願人の提出した発明の名称及び要約を承認する旨を表示し、又は、これらの要素の一つ若しくは両方を承認しない場合には、ISR には ISA が作成した発明の名称及び/又は要約の本文を添付します (PCT 規則 44.2 参照)。ISR には、見解の表明、理由、論証又は何らかの説明が含まれていない点 (PCT 規則 43 参照) に注意することが重要です。

ISR が作成されると、出願人と IB に送達されます。IB は、国際出願が公開される日に PATENTSCOPE 上で ISR を公開します (ISR が公開の技術的な準備の完了後に受領された場合を除きます⁴。またその場合には受領後できる限り速やかに公開されます)。

出願人が ISR に応答するための規定はありませんが、ISR を受け取った後、出願人は PCT 第 19 条に基づき、国際出願の請求の範囲について 1 回に限り補正をすることができます。

2018 年 7 月 1 日に開始された新たな協働調査及び審査の試行プロジェクトでは、主要な ISA の 5 機関 (IP5 Offices (五大特許庁)) の協働作業に基づいた一定件数の ISR が作成されます。詳細については、PCT Newsletter 2018 年 7-8 月号をご参照ください。

2. ISA の見解書

ISA は ISR を作成すると同時に、本発明の特許性に関する暫定的かつ拘束力のない見解である見解書 (WO-ISA) (PCT/ISA/237) を作成します。また、見解書では、国際出願が条約及び規則の要件に適合しているのか否かを、ISA が点検します。WO-ISA には、ISR に含まれる参考文献の関連性の詳細な説明が含まれており、それらが本発明の潜在的な特許性にどのように影響するかを分析します。つまり、請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの、進歩性を有するもの (つまり自明のものでは

³ ISAが、当該国際出願の対象が規則により国際調査機関による調査を要しないとされているものであると認め、かつ、当該国際出願について調査を行わないことを決定した場合に起こり得ます。また、当該国際調査機関が、明細書、請求の範囲又は図面が有意義な調査を行うことができる程度にまで所定の要件を満たしていないと認めた場合も同様です。

⁴ 国際出願の公開は通常、優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに行われます (PCT 第 21 条(2)(a))。

ない)、及び産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかです。本報告書は、国際予備審査の期間に国際予備審査機関 (IPEA) によって作成される見解書の対象 (以下を参照) と非常に似ています。WO-ISA の目的上、関連する先行技術の日付は優先日であり、一方 ISR の先行技術の日付は国際出願日である点にご留意ください。

WO-ISA は、ISR と同時に IB 及び出願人に送達され、国際出願が公開される日に PATENTSCOPE でも公衆に閲覧可能になります (IB が公開の技術的な準備の完了後に本見解書を受領した場合を除きます。またその場合には受領後できる限り速やかに公開されます)。

PCT 規則には、出願人が WO-ISA について意見を述べる特別な規定はありませんが、WO-ISA に完全に満足しておらず、コメント、抗弁又は意見の提出を希望する出願人は、国際予備審査の請求を行わなかった場合には、IB へ“非公式コメント”を提出することができます (非公式コメントの提出に関する詳細は、PCT Newsletter 2015 年 1 月及び 4 月号参照) (PCT 規則 43 の 2 参照)。

3. 補充国際調査報告書

“主” 国際調査に加えて、出願人は、追加手数料の支払後、補充国際調査を提供する ISA の一機関へ当該サービスを請求するオプションがあります。補充調査の目的で指定された機関は、補充国際調査の開始前に ISA が作成した ISR 及び WO-ISA の書類が利用可能である場合には、それらを考慮して、提出された国際出願に関して調査を行います。補充国際調査報告書 (SISR) (PCT/SISA/501) には見解書は添付されませんが、別の見解書に含まれていなかった引用や調査範囲に関する説明を含む場合があります。SISR は優先日から 28 ヶ月の期間内に作成されるものとし、IB が受領した時点で PATENTSCOPE で閲覧可能になります。当該サービスは完全に任意のもですが、先行技術のより完全な概観を希望する場合や、特に特定言語での調査が望ましい状況においては、関心を持たれるかもしれません (PCT 規則 45 の 2 参照)。

4. 特許性に関する国際予備報告書 (第 I 章) (IPRP Ch.I)

国際予備審査請求が提出されず、国際予備審査報告書が作成されない場合には、WO-ISA は、IB が ISA に代わって“特許性に関する国際予備報告書 (特許協力条約の第 I 章)” (以下、“IPRP Ch.I”) (PCT/IB/373) という表題の報告書を発行する際の基礎となります (PCT 規則 66.1 の 2(a)参照)。IB は、出願人により提出された非公式コメントとともに、指定官庁に IPRP Ch.I の写しを送達します。また、優先日から 30 ヶ月の期間の満了後に公衆閲覧のために PATENTSCOPE でも閲覧可能になります (PCT 規則 44 の 2 参照)。

5. 特許性に関する国際予備報告書 (第 II 章) (IPRP Ch.II) (いわゆる国際予備審査報告書)

国際出願に関する国際予備審査請求が提出された場合、IPEA がその逆の見解を IB に通知しない限り、WO-ISA は通常、最初の見解書として IPEA により利用されます。そして出願人は、PCT 規則 54 の 2.1(a)⁵ に規定する期間の満了前に、必要に応じて IPEA に答弁書を補正書とともに提出するよう求められます (PCT 規則 43 の 2.1(c))。たとえ WO-ISA が IPEA の見解書とはみなされないとしても、IPEA によって考慮されるでしょう。また IPEA は、ISR の作成日以降に発行された又は IPEA に利用可能となった関連する先行技術文献を発見するための必須の“トップアップ調査”も行います。IPEA は、例外的に、追加

⁵ 国際予備審査請求は、次の期間のうちいずれか遅く満了する期間までに行うことができます。出願人への ISR (又は PCT 第 17 条 (2)(a) の宣言)、及び PCT 規則 43 の 2.1 に基づき作成された見解書の送付から 3 ヶ月、又は優先日から 22 ヶ月。

の見解書を発行することができ、その場合には、出願人は追加の補正書や答弁書を提出する機会が与えられます。

最後に、IPEA は発明の特許性に関する拘束力のない見解書である、IPRP Ch.II (PCT/IPEA/409) を作成します。本報告書には、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の基準に適合していると認められるかどうかについて、基本的にそれぞれの請求の範囲についての記述を含みます。また本報告書には、その結論を裏付けと思われる文献の列記も添付されます。本報告書が補正された形式の PCT 出願を基礎としている場合には、補正書を含む全ての用紙の写しが本報告書に添付されます。IPRP Ch.II は通常、優先日から 28 ヶ月が経過する前に発行され、出願人と IB に送付されます。IB は選択官庁に対して報告書の写しを閲覧可能にしますが、例えば国内段階への早期移行が請求されているような場合に、出願人が PCT 第 40 条(2) に基づき選択官庁に対して明示的に請求を行わない限りは、通常は優先日から 30 ヶ月が経過する前には行われません。本報告書は、優先日から 30 ヶ月が経過した後、PATENTSCOPE 上で公衆の閲覧が可能になります (PCT 規則 70 参照)。

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2018年10月号 | No. 10/2018

この日本語抄訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) (<http://www.wipo.int/pct/en/newslett>) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご覧ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 同盟総会

第 50 回 PCT 同盟総会 (PCT 総会) が 2018 年 9 月 24 日から 10 月 2 日までの期間、WIPO 加盟国総会の一環としてジュネーブにて開催されました。以下の会合の概要において参照される文書は、下記のリンクの WIPO ウェブサイトからご利用いただけます。

PCT 総会文書 (利用可能になればその報告書を含む)

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/50

PCT 作業部会文書

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/11

本総会は、文書 PCT/A/50/2 ANNEX に記載された PCT 規則 69.1(a) の改正を採択しました。この改正により、国際予備審査の開始を PCT 規則 54 の 2.1(a) に定められる期間の満了まで延期することを、出願人が明示的に請求しない限り、国際予備審査機関に以下の条件がそろったときに国際予備審査が開始されることとなります (文書 PCT/WG/11/20 参照)。¹

- 国際予備審査の請求書
- 手数料の支払い
- 国際調査報告又は PCT 第 17 条(2)(a) に基づく国際調査機関による宣言、および
- PCT 規則 43 の 2.1 に基づき作成された見解書

基本的に、当該提案は既存の審査開始時期の立場を単純に逆にするもので、国際予備審査請求の請求期間が満了するまで待つ代わりに、出願人が明示的に延期の請求をしない限り審査を即時に開始することになります。これらの改正は、2019 年 7 月 1 日に発効し、この日付又はそれ以降に国際予備審査請求書が提出された国際出願に適用されます。

また本総会は、

- PCT Newsletter 2018 年 7-8 月号で報告された、PCT 作業部会が実施している作業に関する報告書 (文書 PCT/A/50/1) に留意しました。

¹ 訳注 誤訳がありましたので修正しました。(19/11/2018)

- 国際調査及び予備審査機関としての選定のために申請する際に官庁により使用される標準様式を採択しました（文書 PCT/A/50/3 参照）。
- 国際調査及び予備審査機関としてのカナダ特許庁長官の機能に関する新たな取決めに対する修正を承認しました（文書 PCT/A/50/4 参照）。

国際出願の電子出願及び処理

PCT-SAFE 出願の受理を終了する官庁

オランダ特許庁（すでに EPO オンライン出願機能を用いて電子的に提出される国際出願を受理）は、2018年12月1日から、PCT-SAFE ソフトウェアを用いた電子形式の国際出願の受理を終了する旨を国際事務局に通知しました。

PCT 出願人の手引 附属書 C (NL) が更新されました。

韓国知的所有権庁: ePCT による書類受付け開始のさらなるお知らせ

国際調査機関としての韓国知的所有権庁 (KIPO) が、ePCT を利用した書類の受付けを 2018年8月13日から開始した旨のお知らせが PCT Newsletter 2018年7-8月号に掲載されました。それに加えて、付随する電子出願の書類の処理に関する通知が、2018年10月11日付の公示 (PCT ガゼット) に掲載されました。以下のリンクからご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT 出願人は認証謄本の提出や提供のための手配に代わり、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう国際事務局 (IB) に対して請求できます。DAS のサービスを利用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

国立工業所有権機関 (チリ)

国立工業所有権機関 (チリ) は、DAS 提供庁及び取得庁として 2018年10月1日から運用開始することを IB に通知しました。

詳細は、以下のリンクをご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#CL>

米国特許商標庁

米国特許商標庁 (USPTO) は、2009年4月20日から DAS 提供庁及び取得庁として運用開始していますが、2018年10月1日からは USPTO の DAS 電子ライブラリーの範囲を意匠まで拡張する旨を IB に通知しました。

詳細は、以下のリンクをご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#US>

DAS の参加庁一覧は、以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新バージョン（2018年10月1日付 version3.51.085.261）が利用可能になりました。次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は、上記ウェブページの“Release notes”及び“What’s new”からご覧いただけます。

PCT 最新情報

AU: オーストラリア (手数料)

BY: ベラルーシ (手数料)

CN: 中華人民共和国 (官庁の名称、インターネットアドレス)

EP: 欧州特許庁 (通信手段)

IS: アイスランド (手数料)

MC: モナコ (受理官庁の機能)

NL: オランダ (電子出願)

NZ: ニュージーランド (所在地、電話及びファックス番号、電子メールアドレス、通信手段、書類を発送したことの証拠、仮保護に関する規定、手数料、国内段階移行の特別な要件)

OM: オマーン (所在地及びあて名)

RS: セルビア (手数料)

SK: スロバキア (通信手段)

UG: ウガンダ (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する特別の規定)

ZA: 南アフリカ (手数料)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁、インド特許庁、連邦知的所有権行政局 (ROSPATENT) (ロシア連邦)、国立工業所有権機関 (ブラジル))

予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料 (オーストラリア特許庁)

ブダペスト条約

ブダペスト条約に関する一般情報

WIPO が管理するブダペスト条約 (特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約) は、バイオテクノロジー発明の分野で重要な役割を担っています。一般に公開されていない微生物や他の生物材料(以下、微生物) 又はその利用を発明が含む場合、それらを単に記述するのみでは十分な開示ではない場合があります。そのため、多くの国々では、微生物の試料を専門機関に寄託する必要があります。

ブダペスト条約は、特許保護を求めるそれぞれの国で試料を寄託する必要性を取り除き、寄託手続を容易にしています。ブダペスト条約は、いずれかの国際寄託機関 (IDA) へ寄託することで、この条約の

全ての締約国の国内特許庁や、この条約の効果が及ぶ広域特許庁に対する手続を満足すると規定しています。PCT 出願の場合は、寄託に関する情報もその出願に含める必要があります。

ブダペスト条約はこのように、微生物を含む特許発明に関する開示要件を満たすための、効率的、円滑かつコスト効率の良い手段を出願人に提供しています。

ブダペスト条約の詳細は、以下のリンクにてご覧ください。

<http://www.wipo.int/budapest>

ブダペスト条約に関する 2017 年の統計

ブダペスト条約が運用を開始した年（1981年）から2017年までに寄託された合計件数は、107,889件に到達しました。ブダペスト条約の締約国は現在で合計80か国あり、47機関のIDAが存在します。

2017年のブダペスト条約に基づく寄託と試料の分譲に関する詳細な統計は、46のIDAから得た回答に基づいており、上述のウェブサイトからご覧いただけます。

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 出願人の手引

PCT Newsletter 2018年7-8月号の掲載情報に加えて、PCT 出願人の手引の“国際段階の概要”の仏語版が、2018年7月1日付けPCT規則改正とその他の最新情報を反映して更新されました。“国際段階の概要”には、PCTの国際段階に関する詳細情報が記載されています。以下のリンクに掲載されています。

<http://www.wipo.int/pct/fr/guide/>

手数料と支払 - PCT 制度

国際段階で支払うPCT手数料の種類や金額、PCT手数料の支払先、支払方法、支払確認に関する情報を更新しウェブページにまとめました。以下のリンクにて、全ての10のPCT公開言語で利用できます。

<http://www.wipo.int/pct/ja/fees/index.html>

実務アドバイス

ニーズに合わせた PCT トレーニングの依頼

Q: 当社は、PCT を利用する上でのベストプラクティスについて、また、係属中の PCT 出願のポートフォリオ管理に役立てるための ePCT の利用について、社内トレーニングの実施に関心があります。そのようなトレーニングを手配することは可能でしょうか？もし可能であれば、どのように依頼できるのでしょうか？

A: WIPO は、多くの PCT セミナー（初心者向け及び上級者向けの両方）にスピーカーを提供しています。セミナーは、ePCT の利用に関するものもあり、WIPO の全ての 10 の公開言語を用いて世界全域で実施されています。PCT セミナーカレンダーには、一般の方が参加可能なセミナーのみ含まれているため、WIPO スタッフが実施する全てのセミナーは表示されていません。必要な条件が満たされていれば、WIPO は企業、特許法律事務所又は他の機関に対してもプライベートの社内セミナーにスピーカーを派遣します。そのようなセミナーは、多くの場合、企業の社員又は法律事務所の弁理士やスタッフの

ように特定のグループの人々に通常限られていますが、主催者が希望する場合には一般の方も参加することができます。

WIPO は、社内トレーニングを奨励し支援しています。そのようなトレーニングプログラムの利点のいくつかは、以下のとおりです。

- 実施団体の特定のニーズや目的にしっかり合わせたトレーニングの機会を提供する。
- 関心の低いトピックスに費やす時間を省略又は短縮でき、特に関心のあるトピックスは詳細に取り上げる。
- 参加者の PCT 知識のレベルに適切に対応できる。
- 参加者はより多くの質問をしやすくなり、一般のプログラムよりも彼らのニーズや目的についてより率直に話しやすくなる。
- 参加者は通常、セミナー会場への移動に時間を費やす必要がないため、移動費用や宿泊費用を避けることができる。

提案されるトレーニングプログラムの出席者の人数が十分であり（望ましくは、最低でも 15 人）、そのようなトレーニングを提供可能な WIPO スタッフの予定によっては、WIPO は場合によっては 1 名又は複数名のスピーカーを直接派遣することができます。

別の方法としては、WIPO 外部の多くの研修会主催者も、英語やさまざまな言語で、企業向けの社内 PCT トレーニングプログラム（一般の方が参加可能な場合とそうでない場合あり）を実施しています。第三者によって主催されるそのような社内 PCT トレーニングには、WIPO スタッフがスピーカー又は共同スピーカーとして含まれている場合があります。あるいは、経験豊富な弁理士や各国知財庁のスタッフ²のように、PCT の経験が豊富な WIPO 以外のスピーカーのみで実施される場合もあります。WIPO は、当然のことながら、特定の外部の研修会主催者を支持したり推奨する立場にはありませんが、大抵は以下の PCT セミナーカレンダーでいくつかの主催者の実施例を見ることができます。

<http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/seminar/seminar.pdf>

WIPO スピーカーが不在で、セミナーが一般に公開されている場合には、（外部研修会開催者から特に掲載を要請された場合）カレンダーには“PCT event without WIPO speakers”（WIPO スピーカー不在の PCT イベント）として表示されます。WIPO が認識している最近の外部主催の社内 PCT トレーニングプログラムには、以下のようなトピックスが含まれました。

- さまざまな出願のシナリオの探索と、それらのシナリオの長所と短所の比較。
- PCT 第 II 章の戦略的な利用（国際予備審査請求と第 34 条に基づく補正）及び特許審査ハイウェイとの相互関係。
- 国際特許出願実務のための出願ドラフトに関するベストプラクティス。
- PCT 出願を提出する際の共同ワークフローのための ePCT の利用。

² 例えば、欧州特許庁や米国特許商標庁ではスタッフをスピーカーとして、PCT セミナーを定期的に開催しています。

- 係属中の PCT 出願の管理や、企業と社外特許事務所間の調整を目的とした ePCT の活用。
- PCT 手続きのドケッティング（書類管理）に関するベストプラクティス。

社内セミナーを主催する際に WIPO の参加に関心がある場合には、WIPO の PCT 法務部・PCT ユーザ支援部（PCT Legal and User Support Section）に、望ましくは以下の電子メールアドレスまでご連絡ください。

pct.training@wipo.int

もしくは、外部のプロバイダーにも直接ご連絡いただけます。

WIPO スピーカーを依頼する際には、セミナーで取り上げたいトピックス、参加予定人数や参加者の PCT に関する知識のレベルを明確にしてください。また、WIPO はスピーカーに関わる経費への財政的な支援をお願いする点にもご留意ください。しかしながら、WIPO は講演料の支払いは求めません。また、セミナーの準備には時間を要するため、依頼は望ましくはセミナー開催提案日の少なくとも 3 か月前に行うようお願いいたします。社内トレーニングの依頼を受けることができるかどうかは、スピーカーのスケジュールの都合や仕事の予定により決まる点にもご留意ください。

また WIPO は、PCT ウェビナー又はビデオコンファレンスによるセミナーも提供しております、経費に関わる財政的な支援は必要ありませんが、参加予定者の最低人数を満たすことは必要になります。

日本国特許庁主催の実務者向け知的財産権制度説明会（実務者向け）で、PCT の最新のトピックスをご紹介します。是非ご参加ください。（事前の申込要・無料） <http://www.jit2018.go.jp/>

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2018年11月号 | No. 11/2018

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。"PCT 最新情報 (PCT Information Update)" の詳細、"PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)"、"PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)" および "PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)" は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

国際事務局のファックス送受信の廃止予定と ePCT システム利用への移行

国際事務局 (IB) は現在ファックスによる書類の提出を受け付けていますが、IB の電気通信サービス提供者が 2018 年 1 月 1 日をもってアナログ回線の提供を停止したことを受け、IB はファックス オーバー インターネット プロトコル (FoIP) 技術への移行を余儀なくされました (PCT Newsletter 2017 年 12 月号参照)。残念なことに、この技術では送信者には送信が完了したかのように表示されるものの、送信の一部もしくは全てが喪失される可能性があります。また一部の知財庁では、ファックスの受領を終了したか、近いうちに終了予定であることを知らせていることにもご注意ください。

そのため、IB のファックスで提出される PCT 関連書類の受領の終了、ならびにファックスによる通信の送信の終了の提案に関して、IB は受理官庁 (RO)、国際調査機関 (ISA) や国際予備審査機関 (IPEA) および/または指定/選択官庁としての官庁や、PCT 制度のユーザを代表する特定の非政府機関との協議を行いました¹。回答では一般的にファックスサービス終了の必要性に同意を得ました。しかしながら、ファックスの受領を終了すると、インターネット接続に依存しない代替の通信手段が失なわれるという懸念がユーザから表明されました。これに関して、電子出願サーバーの停止状態やインターネットサービスの不通における適切なセーフガード/保護手段がユーザに提供されることを確実にするため、IB は PCT 締約国と引き続き取り組んでいきます。

ユーザに ePCT システム利用へ移行するためのより多くの時間を提供するために、IB はファックスの運用を少なくとも 2019 年 2 月末まで継続します。ファックスによる書類の受領終了の具体的な期日は、2019 年 1 月末までにお知らせします。また、ドキュメントアップロードサービスもまもなく導入され、WIPO アカウントを利用してサインインする必要なしで、新規国際出願もしくは出願後の書類を含む、PDF 書類のアップロードが可能になります。ファックスとは異なり、書類の確実な送信が可能になりますが、ePCT システムで提供されている追加的利益 (減額) や認証機能はありません。このドキュメントアップロードサービスは、主として ePCT システムが利用できない場合の緊急時対応サービスとして開発されたものです。追加の高度な認証 (電子証明書もしくはワンタイムパスワード) を用いての ePCT の利用では IB だけでなく RO、ISA もしくは IPEA としての他の ePCT 参加庁へも書類をアップロードできます。詳細は ePCT ヘルプページに掲載されています。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=820>

¹ PCT 回章 C.PCT 1545 は次のリンクからご覧ください。 <http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2018/1545.pdf>

この新しいドキュメントアップロードサービスは 2018 年 11 月後半からデモモードで導入されます。製品版は 2018 年 12 月初旬に利用可能になる予定です。

出願人には、利用する全ての官庁の通信サービスについての最新情報を引き続き更新するよう推奨します。官庁が受け付ける通信形式の情報は、PCT 出願人の手引 附属書 B の関連部分に含まれています。

国際出願の電子出願および処理

工業所有権登録局（コスタリカ）による電子形式での国際出願の受理および処理の開始

受理官庁としての工業所有権登録局（コスタリカ）は、2018 年 12 月 1 日から、電子形式での国際出願の受理および処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局（IB）に通知しました。

当該官庁は ePCT 出願を利用した電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件および運用を含む通知は、まもなく公示（PCT 公報）に掲載されます。以下のリンクからご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

PCT 出願人の手引 附属書 C (CR) が更新されました。

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新しい双方向 PCT-PPH 試行プログラム（チリと米国）

チリ国立工業所有権機関（INAPI）と米国特許商標庁（USPTO）間で、新しい PCT-PPH 試行プログラムが 2018 年 11 月 1 日から開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関（ISA）または国際予備審査機関（IPEA）としての資格において一方の参加庁が作成する、ISA/IPEA の肯定的な見解書もしくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（IPRP）（第 II 章）を得た PCT 出願に基づき、チリおよび/または米国の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。このプログラムは国内の成果物に基づく早期審査にもご利用可能です。

INAPI と USPTO 間の PCT-PPH 合意に関する詳細は、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.inapi.cl/portal/publicaciones/608/w3-article-11454.html>

<http://www.sipo.gov.cn/ztzl/zlscgslpphzl/pphzn/1110649.htm>

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページにこの新規試行プログラムに関する情報が更新されました。以下のリンクをご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラム（ユーラシア特許機構と大韓民国）

ユーラシア特許機構と韓国知的所有権庁（KIPO）間で、新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラムが 2019 年 1 月 1 日から開始されます。この試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において KIPO

が作成する、ISA または IPEA からの肯定的な見解書もしくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章)を得た PCT 出願に基づき、ユーラシア特許機構に対し広域段階で早期審査を利用することが可能になります。このプログラムは国内の成果物に基づく早期審査にもご利用可能な点にご留意ください。

上述の PCT-PPH 合意に関する詳細は、以下のリンクをご覧ください。

https://www.eapo.org/pdf/home/international/2018/KIPO_PPH_en_20181004.pdf

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページ (http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html) にこの新規試行プログラムに関する情報が 2019 年 1 月 1 日に更新されます。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

欧州特許庁

欧州特許庁 (EPO) は、WIPO の優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) 提供庁および取得庁として 2018 年 11 月 1 日から運用開始しました。しかしながら当面の間は、DAS は EPO での欧州特許出願と指定もしくは選択官庁としての EPO に対する欧州段階移行の国際出願のみにご利用可能です。DAS は国際出願には現在ご利用できませんが、EPO は今後国際出願に関する DAS の運用を予定している点にご留意ください。

詳細は、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2018/10/2018-10.pdf>

年末の国際事務局の閉庁日と公開スケジュール

国際事務局 (IB) の 2018 年 12 月および 2019 年 1 月の閉庁日は週末に加え、以下になります：

2018 年 12 月 25 日 (火)
2018 年 12 月 31 日 (月) および
2019 年 1 月 1 日 (火)

したがって、IB は 2018 年 12 月 26 日 (水) から 28 日 (金) までは業務を行い、2019 年 1 月 2 日 (水) からは平常通り業務を行います。

PCT インフォメーションサービスと PCT 電子サービス (e-Services) ヘルプデスクの稼働日および公開スケジュールの情報は、以下をご覧ください。

PCT インフォメーションサービス

PCT インフォメーションサービスは、2018 年 12 月 24 日 (月) から 2019 年 1 月 1 日 (火) まで業務を停止します。業務再開は 2019 年 1 月 2 日 (水) 午前 9 時 (中央ヨーロッパ時間 (CET)) です。

なお、この休暇期間においても PCT インフォメーションサービスに電話 (Tel: (+41-22) 338 8338) をすると、緊急用の電話番号を提供する録音メッセージが流れます。PCT インフォメーションサービスは、国際出願の提出やそれに続く PCT 国際段階での手続についての一般的な質問にお答えします (個別

の出願に関しては PCT プロセッシングセクションにお問い合わせ下さい)。詳細は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/ja/infoline.html>

PCT 電子サービス (e-Services) ヘルプデスク

PCT 電子サービスヘルプデスクの年末休暇期間中の予定は以下のとおりです。

2018 年 12月25日 (火):	休止
2018 年 12月26日 (水) から 28日 (金):	平常通り午前 9 時から午後 6 時 (CET)
2018 年 12月31日 (月) から 2019 年 1月1日 (火):	休止
2019 年 1月2日 (水) から業務再開:	平常通り午前 9 時から午後 6 時 (CET)

なお、PCT 電子サービスヘルプデスクは、電子形式での出願の準備、提出および管理目的のサービスの ePCT (<https://pct.wipo.int>)、PCT-SAFE (<http://www.wipo.int/pct-safe/ja/index.html>) や WIPO デジタルアクセスサービス (DAS) (<http://www.wipo.int/das/en/>) に関する質問にお答えします。

公開スケジュール

年末年始の休暇期間に PCT 出願の公開スケジュールに変更はありません。通常通り木曜日 (すなわち、2018 年 12月27日 (木) および 2019 年 1月3日 (木)) に公開され、国際公開の目的で考慮されるべき変更の受領期限に変更はありません (それぞれ 2018 年 12月11日 (火) および 18日 (火) の午前零時 (CET) です)。

ウガンダ登録部局による受理官庁としての行動開始

ウガンダ登録部局 (URSB) は、2018 年 10 月 24 日からウガンダの国民と居住者のための受理官庁として現在行動している旨を国際事務局 (IB) に通知しました。これによりウガンダの国民と居住者は URSB、アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO) もしくは受理官庁としての IB への出願を選択できます。受理官庁としての当該官庁の要件に関する情報は、関連情報が取得でき次第 PCT 出願人の手引 附属書 C に掲載されます。

PCT 最新情報

国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料および取扱手数料 (さまざまな官庁)

PCT 手数料表に掲載されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に表示される電子出願の減額 (該当する場合)、調査手数料、補充調査手数料および取扱手数料の、所定の通貨における換算額が、2019 年 1月1日から変更されます。

PCT 出願人の手引 (英語版) (<http://www.wipo.int/pct/guide/en/>) の以下の附属書において、これらの変更が反映されます

- 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AT、AU、AZ、BA、BH、BW、BY、BZ、CA、CL、CR、CU、CY、CZ、DE、DJ、DK、DO、EA、EC、EE、EG、EP、ES、FI、FR、GB、GE、GH、GR、GT、HN、HU、IB、IE、IL、IN、IS、IT、JO、JP、KE、KG、KH、KZ、LR、LT、LU、LV、

MD、ME、MT、MW、MX、NI、NL、NO、NZ、OM、PA、PE、PG、PH、PT、QA、RO、RS、RU、SA、SC、SE、SG、SI、SK、SM、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、US、UZ、ZA、ZM、ZW

- 附属書 D (国際調査機関): AT、AU、BR、CA、CL、CN、EG、EP、ES、FI、IL、IN、JP、KR、RU、SE、SG、TR、UA、US、XN、XV
- 附属書 SISA (国際調査機関 (補充調査)): AT、EP、FI、RU、SE、SG、TR、UA、XN、XV および
- 附属書 E (国際予備審査機関): AT、AU、CA、CL、EG、EP、ES、FI、IL、IN、JP、KR、RU、SE、SG、UA、US、XN、XV

BH: バーレーン(電話番号、電子メールアドレス)

BY: ベラルーシ (国内段階移行の特別な要件、手数料)

CR: コスタリカ (電子メールアドレス、電子出願、手数料、国内段階移行の特別な要件)

DO: ドミニカ共和国 (要求する写しの部数、手数料)

EA: ユーラシア特許機構 (手数料)

IB: 国際事務局 (手数料)

KR: 大韓民国 (微生物およびその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

LT: リトアニア (インターネットアドレス)

MD: モルドバ (電話番号)

MT: マルタ (所在地とあて名、電話番号)

NZ: ニュージーランド (通信手段、代理人に関する要件、微生物およびその他の生物材料の寄託機関に関する特別の規定)

PE: ペルー (手数料)

SK: スロバキア (あて名)

UG: ウガンダ (受理官庁の機能)

受理官庁として行動するウガンダ登録部局 (URSB) についての情報は、上記の“ウガンダ登録部局による受理官庁としての行動開始”をご覧ください。

VN: ベトナム (官庁の名称、電話とファックス番号、電子メールアドレス)

PCT 関連資料の最新/更新情報

欧州資格試験 “the European Qualifying Examination” のための資料

欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験 (EQE) のための資料の準備を支援するため、国際事務局は EQE の試験委員会との合意に基づき、2018 年 10 月 31 日時点の PCT 出願人の手引の英語版と仏語版の “国際段階” と “国内段階” の完全なテキストの 4 つの PDF ファイルを利用可能にしました。それぞれ以下の PCT ウェブサイトに掲載されています。

<http://www.wipo.int/pct/en/eqe/ip.pdf> (国際段階 英語版)

<http://www.wipo.int/pct/en/eqe/np.pdf> (国内段階 英語版)

<http://www.wipo.int/pct/fr/eqe/ip.pdf> (国際段階 仏語版)
<http://www.wipo.int/pct/fr/eqe/np.pdf> (国内段階 仏語版)

PCT 受理官庁向けガイドライン

IB は以前削除されたパラグラフ 116E の包含で修正された PCT 受理官庁向けガイドラインの特定のパラグラフを含む文書 PCT/GL/RO/17 CORR (修正) を掲載しました。文書は以下のリンクからご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

ガイドライン最新版の全文は 2019 年初頭にご利用可能になります。

国際事務局による PCT ウェビナーを依頼する際の電子メールアドレス変更のリマインダー

PCT Newsletter 2018 年 10 月号に掲載された "実務アドバイス" ですすでにお知らせしましたように、PCT に関する社内ウェビナー実施の依頼に使用される電子メールアドレスが pct.our@wipo.int から以下へ変更になったことにご留意ください。

pct.training@wipo.int

WIPO の当座預金口座を利用する際の新たな認証手続

WIPO の当座預金口座の保有者は、新たな認証手続が 2018 年 11 月 1 日から導入されるため、当座預金ポータルへアクセスするためには WIPO アカウトのご利用が必要となることにご留意ください。新たな認証手続についての詳細は、以下のリンクからご覧ください。

http://www.wipo.int/finance/ja/current_account/authentication.html

実務アドバイス

見解書/IPRP 第 I 章の翻訳文

Q: 中国語の国際出願を提出し、国際調査機関としての中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) が作成した中国語の見解書をすでに受け取りました。国際予備審査請求の提出は予定していません。その国際出願をいくつかの指定官庁の国内段階に早期移行するための準備をしようとしているので、国際調査機関の見解書の英語の翻訳文を受け取れるのかどうか知りたいです。また受け取るのであればいつなのでしょうか？

A: 出願人が国際予備審査請求を提出した場合、国際予備審査報告 (IPER) が作成された場合または作成される予定の場合を除き、国際事務局 (IB) は PCT 規則 44 の 2.1 に基づき、"特許性に関する国際予備報告 (特許協力条約第 I 章)" すなわち IPRP 第 I 章という表題をつけた国際調査機関 (ISA) の見解書と同一の内容を含む報告書を作成します。IB は通常 (PCT 規則 93 の 2.1 に基づき) この報告書をそれぞれの指定官庁へ送達しますが、優先日から 30 ヶ月を経過する前ではありません。しかしながら、出願人が (PCT 第 23(2)条に基づき) 国内段階へ早期に移行するために指定官庁に対して明示の請求を行う場合には、IB は指定官庁もしくは出願人の請求を受け、PCT 規則 43 の 2.1 に基づき ISA が作成した見解書の写しをその指定官庁へ送達します。

PCT 規則 44 の 2.3(a) に従い、指定国は自国の国内官庁の公用語以外の言語、もしくは公用語の一言語で IPRP 第 I 章が作成された場合には、その英語の翻訳文を要求することができます。あなたの事例では、国際出願に関する見解書は中国語で作成されたため、中国語が公用語ではない指定官庁は英語の翻訳文を要求する場合があります。そのような翻訳文が要求される場合には、この翻訳文は関連する指定官庁の請求を受け、IB によりもしくは IB の責任において作成されます (PCT 規則 44 の 2.3(b))。この翻訳サービスの費用は国際出願手数料で賄われているため、見解書の英語の翻訳文に関して IB へ支払う追加の手数料はありません。

通常の場合では、IPRP 第 I 章の翻訳文の写しは、IB が元の言語の IPRP 第 I 章を関連する指定官庁に送達すると同時に、当該指定官庁 (および出願人) に送付されます。その時期は優先日から 30 ヶ月を経過する前ではありません。しかしながら、PCT 第 23(2)条に基づき指定官庁に対して国内段階への早期移行に関する明示の請求を行う予定であれば、指定官庁の請求を受け、IB によりもしくは IB の責任において見解書は英語に翻訳されます (PCT 規則 44 の 2.3(d))。見解書の翻訳文の早期の作成を出願人が直接 IB へ請求する規定は存在しないことにご留意ください。

IB は翻訳の請求を受理した日から 2 ヶ月以内に翻訳文の写しを関連する指定官庁へ送達します (PCT 規則 44 の 2.3(d))。そしてあなたは様式 PCT/IB/310 (“送達された書類に関する通知”) とともに翻訳文の写しを同時に受け取るでしょう。

国際予備審査請求が提出された場合の IPER の翻訳文もしくは ISA の見解書についての情報は、PCT 規則 72 をご参照ください。

日本国特許庁主催の実務者向け知的財産権制度説明会 (実務者向け) で、PCT の最新のトピックスをご紹介します。是非ご参加ください。(事前の申込要・無料) <http://www.jit2018.go.jp/>

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2018年12月号 | No. 12/2018

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

新たな緊急用アップロードサービス (Contingency Upload Service) と、国際事務局のファックスサービス廃止の延期

国際事務局 (IB) のファックスサービス廃止予定に関して PCT Newsletter 2018 年 11 月号でお知らせした情報に加えて、“緊急用アップロードサービス (Contingency Upload Service)” と呼ばれる新たなドキュメントアップロードサービスがこのたびご利用可能になりました。この新たなサービスでは WIPO アカウントを用いてサインインする必要なく、新規国際出願および/または出願後の書類/中間書類を含む PDF 書類のアップロードが可能になります。ファックスサービスとは異なり、書類の確実な送信が可能になりますが、ePCT システムで提供されている追加的利益 (減額) や認証機能はありません。追加の高度な認証 (電子証明書もしくはワンタイムパスワード) を用いての ePCT の利用では、IB だけでなく受理官庁、国際調査機関または国際予備審査機関としての他の ePCT 参加庁へも書類のアップロードができます。

このドキュメントアップロードサービスは、出願人/代理人が IB へ緊急に書類を提出する必要がある場合や、ePCT システムが利用できないまたは出願人/代理人がまだ ePCT を利用していない場合における緊急時対応手段として主に開発されたものです。このサービスのダイレクトリンクはシステムの不通時に、ePCT ウェルカムページでご利用可能になります。しかしながら出願人や代理人の方々には、可能な限り緊急用アップロードサービスよりも ePCT のご利用を強く推奨します。

緊急用アップロードサービスは以下のリンクからご利用ください。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/UploadDocument.xhtml>

書類をアップロードする前に、認証および当該サービスへアクセスするリンクを受け取るために電子メールアドレスを提供する必要があります。アップロード後にその提供された電子メールアドレスあてに自動の受理確認を受け取ります。

緊急用アップロードサービスのデモ版もお試し目的でのみ、以下のリンクからご利用可能です。

<https://pctdemo.wipo.int/ePCTExternal/pages/UploadDocument.xhtml>

またお試し用に国際出願のサンプル番号がご利用でき、以下のリンクの PCT 電子サービスヘルプページで提供されています。

www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1010

出願人が ePCT を利用開始するまでの十分な時間を確保するために、そして少なくとも新たな緊急用アップロードサービスに慣れてもらうために、IB はファックスサービス廃止を 2019 年 6 月末まで延期することを決定しました（これまでは IB はファックスサービスの運用を 2019 年 2 月末まで継続するとお知らせしていました）。これにより、書類の提出については二通りの方法が平行して 2019 年 6 月末頃までご利用可能になります。

ePCT 最新情報

ePCT システム最新版（バージョン 4.4）が 2018 年 12 月 5 日に導入されました。新機能のいくつかを以下にご紹介します。

出願人向け ePCT

追加された新機能は以下を含みます。

- 外部の署名機能は以下の場合にご利用可能です。
 - 受理官庁としての米国特許商標庁（RO/US）への出願を準備する際の願書の署名、
 - 出願時に ePCT を利用して作成される PCT 規則 4.17(iv) に基づく申立て（発明者である旨の申立て）（つまり発明者は電子メールアドレスがある限りは、ePCT システム外で書類を準備したり署名する必要はありません）、
 - 出願時に ePCT を利用して作成される委任状、および
 - モバイル機器 - ”手書きの署名” オプションが追加され、指やタッチペンでの署名が可能になりました。ただし、RO/US へ出願する際の上記 3 つの場合には利用できません（テキスト署名オプションのみ利用可能）。
- 追加された英訳のオプション機能では、出願言語が英語以外の公開言語である新規出願を ePCT で作成する場合に、発明の名称や、特定の関連性のあるものと見なされる明細書本体に記載されている具体的なキーワードや用語について、出願人が英訳の提案を提供することができます。国際事務局（IB）は国際公開の目的で翻訳を準備する際に提案された英訳を考慮しますが、必ずしもその提案に従うわけではない点にご留意ください。
- 追加された図面に関する専用リンクでは、図面を含む新規出願を ePCT にて作成する際に、IB における処理と公開のためにレンダリングされるのと同じ状態で、出願本体の図面部分をプレビューすることができます。
- 新たなアクション機能では、出願後に様式 PCT/RO/134（寄託された微生物またはその他の生物材料に関する記載）を作成し提出できます。
- PCT 電子サービスヘルプページに追加された専用リンクでは、緊急用アップロードサービス（Contingency Upload Service）を提示しています。このサービスでは ePCT システムが利用できなくなりユーザがサインインできない状況において、IB への PDF 書類のアップロードを可能にします。当該サービスへのダイレクトリンクはシステムの不通やヘルプページがアクセスできない状態を含む状況において、ePCT トップページでもご利用可能になります（この新サービス

の詳細は、上記の“新たな緊急用アップロードサービス (Contingency Upload Service)”をご参照ください。および、

- 参照データを検索可能にする専用リンクも PCT 電子サービスヘルプページに追加されました。参照データは IB データベース内にリアルタイムで保有されており、官庁のプロファイル情報や閉庁日および PCT 期間計算システムのように、ePCT システムにより実行される広範囲の実務検証の基盤を構成しているデータです。

上記の機能と上述されていないその他の新機能に関する詳細、ならびに RO/US へ出願する出願人に影響するその他の変更は、以下のリンクから“What’s new in ePCT for applicants”をご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1008

受理官庁、指定官庁および国際機関向け ePCT

追加されたいくつかの官庁向けの新機能とユーザである官庁からの意見に基づいた改善機能は以下のとおりです。

- 国内段階移行のデータをアップロードできる機能がドロップダウンメニューに追加されました。当該データが電子データインターチェンジ (EDI) により送信されない場合に、ユーザである官庁が当該情報を自動的にアップロードできる機能です。
- 職権による補充を可能にする官庁向けの ePCT 新アクション機能が開発されました。この機能はテキスト形式の当事者の名称や住所に関して適時かつ正確に職権による補充の支援を可能にする機能です。
- 新たな IPC 記号管理機能では、ISR が公開のための締め切り日以降に作成された場合において公開公報の正確性を改善します。
- 追加手数料および該当する場合には異議申立手数料の求め (PCT/ISA/206) が国際調査機関 (ISA) によってすでに送達されている事例において、ISA の国際調査報告書および見解書を作成するための ePCT アクション機能が、該当する場合には当該様式ですでに送達された情報を繰り返し利用できるように改善されました。

上述の機能やその他の新機能に関する詳細、ならびに官庁向けの ePCT システムについての一般的な情報は、“関連機関・官庁向けの ePCT サービス”を以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/ePCT_Offices_v4.4_Whats_New_20181130.pdf

出願人向けおよび官庁向けの ePCT 新機能に関するご質問は、PCT 電子サービスヘルプデスクへもお問い合わせください。

電子メール: pct.eservices@wipo.int

電話番号: (+41-22) 338 9523

またはヘルプデスクのスタッフが対応可能な場合には、以下のリンクからオンラインチャットを介して質問してください。

<https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?T=EN&UG=4&N=769>

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントの新しいバージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン (2019 年 1 月 1 日付け version3.51.086.262) がご利用可能になりました。次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は、上記ウェブページの “Release notes” 及び “What’s new” からご覧ください。

国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間の計算に関して、国際事務局 (IB) の 2019 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間の閉庁日は以下のとおりです。

全ての土曜日、日曜日、および
2019 年 1 月 1 日
2019 年 4 月 19 日
2019 年 4 月 22 日
2019 年 5 月 30 日
2019 年 6 月 10 日
2019 年 9 月 5 日
2019 年 12 月 25 日
2019 年 12 月 31 日

上述日は IB のみの閉庁日であり、国内または広域官庁には該当しないことにご注意ください。他の官庁の 2019 年の閉庁日については、利用可能な場合は以下の PCT ウェブサイトからご確認ください。

<http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>

PCT 最新情報

AE: アラブ首長国連邦 (管轄国際調査および予備審査機関)

BH: バーレーン (代理人に関する要件、国際出願の写しの提出、国内段階移行の特別な要件)

BZ: ベリーズ (電子メールアドレス、通信手段、書類を発送したことの証拠)

GE: ジョージア (インターネットアドレス、国内段階移行の特別な要件、手数料)

ID: インドネシア (電話とファックス番号、電子メールアドレス、要求する写しの部数、手数料)

IS: アイスランド (手数料)

JO: ヨルダン (管轄国際調査および予備審査機関)

UG: ウガンダ (代理人に関する要件、国内段階移行の特別な要件、手数料)

調査手数料および国際調査に関する他の手数料 (オーストリア特許庁、欧州特許庁、国立工業所有権機関 (ブラジル))

PCT 協働調査および審査 (CS&E) 試行プログラム

協働調査および審査 (CS&E) 試行プログラムの詳細は、PCT Newsletter 2018 年 7-8 月号でお知らせしました。本試行プログラムでは、五大特許庁¹ (IP5 Offices) は出願人による特定の参加申請に基づいて、全ての IP5 の官庁がその国際出願に関して国際調査機関 (ISA) の国際調査報告書と見解書に貢献します。各五大特許庁は主 ISA として初年 (2018 年 7 月から 2019 年 6 月まで) はおよそ 50 件の国際出願を処理し、2 年目 (2019 年 7 月から 2020 年 6 月まで) にも同様の件数を処理します。

参加庁に関するお知らせ

欧州特許庁 (EPO)

PCT Newsletter 2018 年 9 月号でお知らせしましたとおり、EPO は本試行プロジェクトにおいて本年度はすでに 40 件以上の英語の出願を受理したため、仏語と独語のおよそ 10 件の国際出願をもって本年度の割当件数を終了したい意向です。そしてこのたび EPO は 2019 年 1 月 1 日から仏語または独語で提出される国際出願の受理開始を公表しました。本試行プロジェクトの目的でそのような出願が仮に受理された場合、出願の英語の翻訳文は仮の受理の通知日から 1 カ月以内に提出される必要がある点にご注意ください。詳細は以下のリンクから、2018 年 11 月号の EPO の公式ジャーナルをご覧ください。

www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2018/11/2018-11.pdf

中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)

CNIPA も 40 件以上の英語の出願を受理したため、当面は英語の出願の受理を見送ることを公表しました。中国語の出願は 2019 年初頭から受理される予定です。詳細 (中国語のみ) は以下のリンクからご覧ください。

www.cnipa.gov.cn/ztzl/zlscgslpphzi/csexm/1133411.htm

米国特許商標庁 (USPTO)

USPTO も初年に受理される 50 件の割当目標にまもなく達する予定です。

各参加庁がすでに受理した現時点での件数は、以下のリンクから確認できます。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/PCTCollaborativeSearch.xhtml>

また CS&E 試行プロジェクトの一般的な情報は、以下のリンクをご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/filing/cse.html

¹ 中華人民共和国国家知識産権局、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁および米国特許商標庁。

偽の手数料の支払請求

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局 (IB) からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手続に関係のない手数料請求書を受け取る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこのたび、“WPTR – World Patent and Trademark Register” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に下記リンクでご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンクからご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/ja/warning/pct_warning.html

PCT 出願人および代理人は、優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみであることにご留意ください (PCT 第 21 条(2)(a) 参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、まだそうなされていない場合には、組織内の手数料支払い担当者や、このような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号: (+41-22) 338 83 38

FAX 番号: (+41-22) 338 83 39

電子メール: pct.legal@wipo.int

WIPO は、PCT 出願人、代理人又は発明者 (PCT ユーザ) の皆様に、政府又は消費者保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や“政府機関又は苦情を受け付ける消費者保護協会”の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

世界的財産指標 2018

世界的財産指標 2018 は以下のリンクから、現在英語でご利用可能です。

www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4369

この毎年の報告書では、世界の知的財産 (IP) 活動における最新動向をお届けします。特許、実用新案、商標、意匠、微生物、植物品種保護ならびに地理的表示における出願、登録および維持について焦点を当てています。2018 年版は初めてクリエイティブエコノミー (創造経済) にも着目し、より総合的なものとなっています。本報告書は世界中から 150 の知財庁に関するデータを網羅しおよそ 170 の指標を収録しています。

本年度の特別テーマでは、特許訴訟活動をどのように統計的に捉えることができるかを探索しています。複数の管轄および文書にわたって特許訴訟制度を比較し、より包括的かつ比較可能な特許訴訟データの収集に伴う課題を示しています。

世界的財産指標のハイライトはプレスリリース PR/208/826 に掲載されました。以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pressroom/en/articles/2018/article_0012.html

PCT 関連資料の最新/更新情報

2018 年の PCT - 年末更新情報

“2018 年の PCT - 年末更新情報” と題したウェビナーが、PCT40 年の歴史における重要な局面、2017 年の PCT 統計からのハイライトならびに PCT の最新情報と今後の発展や運用に関する情報を提供し、2018 年 12 月 11 日に中継されました。このウェビナーで使用されたパワーポイントプレゼンテーションと録音へのリンクは、以下をご利用ください。

www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html

さまざまな PCT トピックスに関するウェビナーが 2019 年にも予定されています。PCT Newsletter (英語版) および上述のリンクにてまもなく公表される予定です。

実務アドバイス

いつ国際出願が公開されるのかを調べる方法

Q: 国際出願を数週間前に提出しました。当方の出願が公開される正確な日付はどのように調べられるのか知りたいです。

A: PCT 第 21 条(2)(a) に従い、国際出願の公開は通常優先日から 18 カ月を経過した後速やかに行われます。しかしながら、PCT 第 21 条(2)(b) に従いこの期間の満了前に出願人（または出願人の任命した代理人）が国際出願の公開を国際事務局（IB）に明示的に請求した場合には、公開はこれよりも早く行われます。

国際出願の公開は通常毎週木曜日に行われますが、木曜日が IB の閉庁日にあたる場合は例外となり、代替りの公開日が PCT Newsletter で事前に公表されます。PCT 運用に携わる職員は国際出願の公開が予定どおり確実にされるよう努めており、大抵は予定日どおり非常に速やかに公開されます。例えば 2017 年では、国際出願のおよそ 78% が 18 カ月の期間経過後の次の公開日に公開され、残りほぼ全ての出願はその次の公開日に公開されました。出願のおよそ 0.3% のみが遅く公開されましたが、例えば国の安全保障上の制限により受理官庁による国際出願の送付が遅れた場合、出願時に支払うべき PCT 手数料の未払い（もしくは支払不足）がある場合、または他の手続上の制約がある場合に、例外的に公開の公開が遅延することがあります。

特定の国際出願の現時点での公開予定日を調べることはできますが、出願処理の進捗によりまだ変更になる場合がある点にご留意ください。調べるのに最適な方法は ePCT を活用することです。ePCT を用いて国際出願した場合には、ePCT にて公開予定日を閲覧し管理できます。別の出願方法を用いて出願した場合でも、ePCT から国際出願へのアクセス権を設定し、出願の eOwnership を確認することで公開予定日を閲覧し管理できます。これらの機能を利用するには、（まだ保有していない場合には）WIPO アカウントを作成し、そのアカウント用に少なくとも一つの高度な認証方法を設定する必要があります。PCT 出願の eOwnership を確認する詳細は、以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=543

一度 ePCT から国際出願にアクセスした後は、“Timeline (タイムライン)” セクションから出願の公開に関する情報にアクセスできます。そこでは出願の重要な期日の概要を確認したり、“Target Pub Date

(公開対象日)”をクリックすることで必要な情報を取得できます。“International Publication (国際公開)”サブセクションの“Data (データ)”セクションから公開に関する情報を調べることもできます。当該情報は以下を含みます。

- 国際公開日および国際公開番号、または出願がまだ公開されていない場合には“Not yet published (まだ未公開)”と表示、
- 現時点での国際公開対象日、
- 早期公開が請求されたか否かに関する情報、および
- 公開される出願の表紙のプレビュー画面へのリンク

国際公開が実際に行われていない限りは“current target date for publication (現時点での国際公開対象日)”は公開予定日であり、まだ変更の可能性がある点にご注意ください。

この上述の情報に加えて、ePCT 通知機能が有効な場合には公開の技術的な準備完了の 2 週間前に電子メールおよび/または ePCT 通知機能により自動的にリマインダーも受け取ります (公開の技術的な準備完了後に国際出願への変更はできない点にご留意ください)。

国際出願の公開予定日を調べるには ePCT の活用が最適ですが、ePCT から国際出願へのアクセスがない場合には、あなたの国際出願に責任のある WIPO の担当官 (権限のある職員) にもお問い合わせいただけます。お問合せに関する情報は、出願に関して送付された様式 PCT/IB/301 (記録原本の受理通知) の末尾に記載されています。担当官 (権限のある職員) は請求を受け取り次第、書面 (様式 PCT/IB/345 を使用) で公開対象日を確認します。この情報の迅速な受取を確実にするためには、IB が常に電子メールで通知を送信できるように許可すべきです (願書 (様式 PCT/RO/101) の表紙末尾にある電子メールの使用の承認欄にチェックするか、別個の書簡を送付する)。

また国際出願のおおよその公開予定日は、PCT 期間計算システムを利用して調べることもできます。この PCT 期間計算システムでは国際出願の優先日を入力するだけで PCT に基づく多くの期限を迅速に計算する支援をします。期限の一つは“可能性のある最先の国際公開日”でこれは優先日から 18 カ月経過後の最初の木曜日として計算されます。PCT 期間計算システムは以下のリンクからご利用ください。

<https://www.wipo.int/pct/ja/calculator/pct-calculator.html>

ただし、このシステムはおおよその予定日を調べるためにのみ利用されるべき点にご留意ください。特に公開予定日間近になったら ePCT にて関連情報を調べるか、より正確な日付を知るために WIPO 担当官に問い合わせるほうがより信頼性が高い場合があります。